

第4 多様な財源の確保

多様な財源の確保総括

山形県では、使用料及び手数料収入、県税以外にも、各種の施策を実施することによって、多様な財源の確保に努めている。監査人がこれらの財源について検討することによって、将来的により効果的かつ効率的な施策の実施につながると考えられる。

よって、山形県がどのようにして多様な財源を確保しているのか、またどのような施策を実施しているのかについて検討を実施した。

(山形県の取組み)

④ 多様な財源の確保

ふるさと納税制度の活用や社会貢献基金への寄附の促進を図るなど、収入を確保するための多様な方策を推進する。

- ・ふるさと納税、やまがた社会貢献基金の寄附の促進
- ・県の広報媒体等への企業広告の掲載の推進
- ・県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施
- ・県有施設の設備更新時等における排出量取引制度の活用検討
- ・県有財産の命名権者（ネーミングライツスポンサー）募集を推進
- ・基金、特別会計資金の有効活用

(「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より)

(監査対象の選定)

上記の項目のうち、収入規模や質的重要性、他県事例などを総合的に勘案し、県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施、県有財産の命名権者（ネーミングライツスポンサー）募集の推進、県の広報媒体等への企業広告の掲載の推進、その他売電収入、アンテナショップ収入、基金（やまがた緑環境税、産業廃棄物税に係るもの）を取り上げることとした。

1. 自動販売機設置場所貸付収入

(制度概要)

県の施設への自動販売機設置については、従前は行政財産の使用許可として取り扱っていたが、財産の有効活用による自主財源及び業者選定の公平性・透明性の確保を図るため、平成 23 年度から、原則として条件付一般競争入札による行政財産の貸付契約で実施することとしている。なお、貸付期間は自動販売機の法定耐用年数に準じて 5 年としている。

自動販売機設置場所貸付収入は原則としては入札方式であるが、例外として使用許可及び随意契約が適用される場合もある。

事務取扱については、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）に定めるもののほか、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」（教育財産においては「自動販売機の設置場所貸付に係る教育財産貸付事務取扱要領」）の定めるところにより、取り扱われている。

「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」より抜粋

第 2 自動販売機を設置する場合の基本的な考え方

1 基本的考え方

山形県公有財産規則（昭和 49 年 4 月県規則第 25 号。以下「財産規則」という。）が適用される県の施設への自動販売機の設置は、原則として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び同第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）による行政財産の貸付契約によることとする。

ただし、次に掲げる場合は、例外として地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）や地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（平成 6 年 9 月 30 日付け管財第 336 号総務部長通知）に基づく目的外使用許可（以下「使用許可」という。）等による設置を認めるものとする。

(1) 例外として認める事項

番号	項目	考え方	対応
①	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）等の規定により身障団体等への設置許可努力義務があるとき	身体障害者福祉法や母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）等において、地方公共団体に身障団体等への設置許可努力義務規定があるため。	使用許可

②	自由に参入することができない募金付き自動販売機を設置するとき	モンテディオ山形サポート自動販売機は、仙台コカ・コーラボトリング株式会社と東北ペプシコーラ販売(株)以外の企業においては展開できないため。	随意契約
③	施設の統廃合が予定される等、標準的な貸付期間(5年)を確保できないとき	長期の貸付期間を設定することができないときは、収益性が低いことから、応募者が出ない可能性が高いため。	使用許可による
④	その他施設固有の事情等により、施設管理者が公募に適さないと特に認めるとき	個別の事情による。 この場合は、早期に個別の事情を解消し、競争入札による設置を行うよう努力するものとする。	

(収入額の推移)

各年度の貸付料の額は、平成23年度13,059千円、平成24年度45,168千円である。また平成25年8月1日現在の契約確定額は288,549千円(契約期間は原則5年)であり、概算で1年当たりの収入が57,710千円となる。公有財産管理システムによれば、平成22年度の使用許可分は969千円であり、収入額は平成22年度に比べ約60倍となっており、県の歳入の確保に大きく貢献している取組みであると評価できる。

(計算式：1年当たり契約確定額288,549千円÷5年=57,710千円)

(計算式：57,710千円÷969千円=約60倍)

自動販売機設置に係る入札(随契)実施状況は下表のとおりである。

(単位：施設、台)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合計	
	施設数	台数	施設数	台数	施設数	台数	施設数	台数
知事部局	15	41	3	4	1	2	19	47
教育庁	1	1	24	55	10	29	35	85
警察	0	0	12	17	0	0	12	17
合計	16	42	39	76	11	31	66	149

ただし、モンテディオ山形サポート自動販売機10台を除く。

表からも分かるとおり、入札を実施した施設数、台数ともに伸びている。導入2年目である平成24年度に大きく台数が増加している。これは学校関連及び警察関連でも自動販売機設置に係る入札を実施したことによるものである。

(入札事務について)

自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領によれば、一般的な入札は下記の流れによってなされる。

1	使用許可を受けている者へ連絡
2	入札公告の準備
3	指名審査会による審査
4	入札公告
5	公告による周知
6	契約条項の閲覧と入札説明書の交付
7	入札参加資格確認申請
8	入札参加者名簿の登載手続
9	質問と回答
10	入札
11	(建物の場合) 定期建物賃貸借契約の説明
12	契約保証金の納付
13	契約の締結
14	貸付場所の引き渡し
15	仕様の確認
16	貸付料の納付(毎年度当初)
17	管理事務
18	原状回復と引渡し

(実施した手続き)

自動販売機の貸付料について、予定価格が正しく算定されているかを再計算した。また、自動販売機の入札事務が上記のフローどおりに適正になされているかどうかを検証するために、担当者にヒアリングをするとともに、仕様書、契約書等の関連資料を閲覧した。なお、入札説明書についてはインターネット上で公開されているものがあるため、上記案件以外であっても、明らかに不自然な点がないかどうかについても検討した。また、使用許可をしているところについて、使用許可としている理由をヒアリングし、入札による行政財産の貸付契約とすべき案件がないかどうか検討した。

加えて、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象では

ないものの、各県立病院に自動販売機が設置されていることから、病院事業局に対しても自動販売機の設置状況・設置方法についてヒアリングを行い、改善できる点がないか検討した。

(抽出した契約事例)

自動販売機設置場所の管轄者が契約主体となるため、村山総合支庁、置賜総合支庁、本庁の契約を対象とした。加えて、インターネット上で公開されている案件として、山形県立山形北高等学校の入札説明書についても検討を行った。

抽出 No	名称	設置場所	貸付 面積 (㎡)	契約期間	備考
1	置賜 1	売店前廊下	1.84	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
2	置賜 2	正面玄関ホール	1.7	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
3	置賜 3	売店脇ホール	1.7	23.4.1～ 28.3.31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
4	村山	保健福祉センター 庁舎 1 階	1.28	23.7.1～ 28.3.31	入札方式
5	本庁 1	知事棟 1 階	2.4	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
6	本庁 2	知事棟 2 階	2.4	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
7	本庁 3	知事棟 8 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
8	本庁 4	議会棟 1 階	1.17	23.4.1～ 28.3.31	不落随契
9	本庁 5	知事棟 1 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
10	本庁 6	知事棟 1 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
11	本庁 7	知事棟 4 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
12	本庁 8	知事棟 6 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式

13	本庁 9	知事棟 15 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	入札方式
14	本庁 10	知事局棟 1 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
15	本庁 11	知事局棟 10 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
16	本庁 12	知事局棟 12 階	2.04	23.4.1～ 28.3.31	モンテディオ山形 サポート自動販売機
17	山形県立山 形北高等学 校	入札説明書の検討			

なお、モンテディオ山形サポート自動販売機については、貸付期間は5年間であるものの、設置業者に制限があるため、入札の例外として1年ごとの更新としている。

病院事業局については、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象外であることから、特定の契約事例を抽出するのではなく、自動販売機の設置状況・設置方法についてヒアリングを行った。

(監査の結果)

(1) 貸付料の算定について

監査人は入札事務の適正性を検証する過程において、貸付料について、予定貸付料が適切に算定されているかどうかの再計算を実施した。その結果、要領に則り正しく算定されていることを確認した。

(2) 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書の記載について

「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産（教育財産）貸付事務取扱要領」によれば、「年間販売本数については、自動販売機を使用許可で設置している場合は、使用者に聞き取りを行い記載すること、また新規設置の場合は、「新規設置」、販売本数が不明の場合は、「調査していない。」と補正すること」とあるが、入札説明書の記載について年間販売本数を把握しているにも関わらず「不明」として募集をした先があった。

後日、質問事項に対する回答という形で昨年度の実績を公表したため、入札の適正性の観点からは問題がなかったものと判断できる。ただし、販売本数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であるから、公表可能な情報は募集をかけた段階で公表することが望ましい。今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。【意見】

(3) 賃料の納付状況について

監査人は、直近の賃料の納付状況について検証を行った。契約書に則った入金がなされており、特段問題事項はなかった。

(4) 入札制度への移行状況

入札方式に変更することにより県の大きな増収としての効果が現れている。ただし、依然として要領に定める個別の事情があるとして使用許可のままの自動販売機もある。そこで、「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」の対象であるが、使用許可で設置されている自動販売機の一覧により、設置理由が要領に照らして妥当かどうか検討した。

なお、個別の事情については、下記のとおりである。

番号	項目	考え方
①	使用許可期間（標準3年）が満了していないとき	既に許可している使用許可期間が満了していない場合があるため。
②	別途使用許可された売店等の区域内に設置しているとき	売店や食堂として使用許可している区域内に売店等が自動販売機を設置している場合は、売店等の経営状況から早急に自動販売機のみ撤退することが困難な場合があるため。
③	委託により設置しているとき	従前より売店や食堂と併せて業務委託により自動販売機を設置している場合などは、売店等の経営状況から早急に自動販売機のみ撤退することが困難な場合があるため。
④	福利厚生団体に許可しているとき	職員で組織する福利厚生団体の運営状況等により、早急な撤退が困難な場合があるため。
⑤	売上が見込めず所定の使用料を徴収したときは経営が成り立たないとき	販売量が少ないため、使用料無償を条件に自動販売機設置を要請した場合など、相手方と一定の協議期間が必要な場合があるため。
⑥	上記以外の個別の事情により調整期間を必要とするとき	設置の経過等から、現在の設置者との調整の期間を必要とする等、各施設の個別の事情により、入札の導入が困難な場合があるため。

（「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」より）

現状使用許可とされている自動販売機については、理由の閲覧、担当者へヒアリングを実施した結果、それぞれの施設にそれぞれの事情があることを確認した。

ただし、物件の中には、県の担当者が従来の業者と粘り強く交渉を重ねることにより、入札方式に変更になった自動販売機もある。実際、県としては、入札方式の例外として規定している「個別の事情による」場合にも、要領に従い、早期に個別の事情を解消し、競争入札による設置を行うよう努力しており、また毎年導入状況調査を実施し、その際にこれまでの実績と効果を記載し、速やかに入札に移行できるよう又は十分な説明責任を果たせるように周知をするといった取組も行っている。入札方式に変更することにより、概算で1年当たりの収入が金額にして56,740千円増加したことを踏まえれば、非常に有益な取組みかつ有用な事例であるため、今後も引き続き粘り強く交渉し、県の歳入が確保されるようさらに努めていただきたい。

一方、病院事業局については、ヒアリングの結果、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可による自動販売機設置事例が確認されたが、現在のところ、これらについて入札方式へ変更する予定はないとのことであった。台数は少ないものの、病院事業局の経営上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えることは有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。【意見】

2. 命名権収入

(制度概要)

命名権とは、県の保有する施設等に名称を付与する権利をいう。

企業が命名権を買うことによって、企業と山形県の双方にとって以下の利点がある。

- ① 施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツスポンサー）からその対価を得て施設の管理運営に役立てることができること。
- ② ネーミングライツスポンサーにとっては、企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の維持・運営に寄与することを通じ、地域社会の活性化に貢献することができること。

ネーミングライツの募集の方式としては、提案募集型と施設特定型がある。

山形県では、県有施設の命名権（ネーミングライツ）に関し、民間の自由な発想による導入を図るために、民間からネーミングライツ付与を希望する施設を提案していただく「提案募集型」による募集を行っている。

対象施設は、原則として、県有施設（施設全体のほか、対象施設内の一部施設のみ（建物、グラウンドなど）も対象となる。）である。

募集について、県では、県有施設すべてを対象としていることから、募集の対象となる県有施設の一覧の作成をしていない。ただし、参考としてイメージをつかむために県のホームページにて例示の別途リストを公表している。

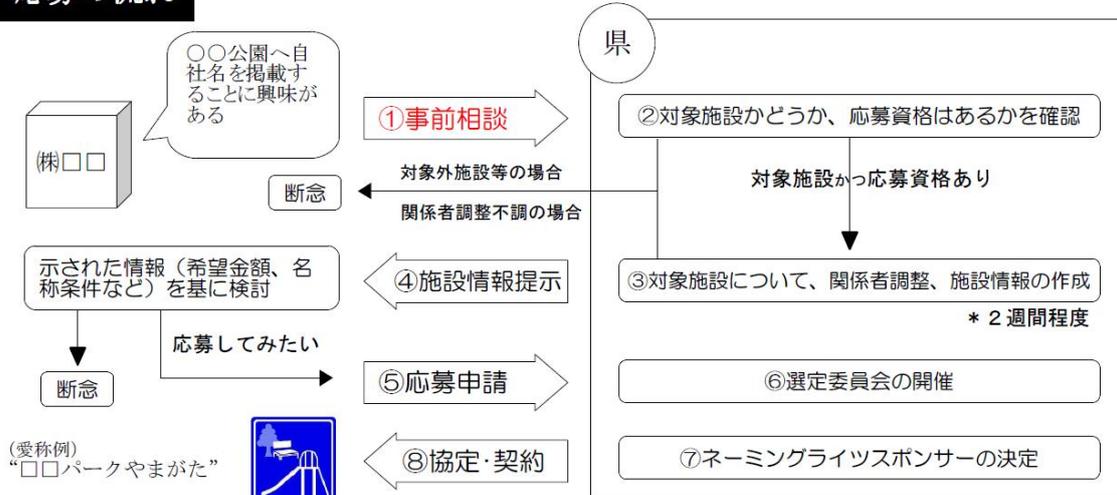
(対象施設の例一覧表)

施設名	所在地	施設名	所在地
1 山形県総合運動公園【陸上競技場以外】	天童市	13 最上川ふるさと総合公園	寒河江市
2 中山公園【野球場以外】	中山町	14 弓張平公園	西川町
3 山形県体育館	山形市	15 山形県ふるさと交流広場	天童市
4 山形県武道館	山形市	16 庄内空港緩衝緑地	鶴岡市・酒田市
5 山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市	17 米沢ヘリポート	米沢市
6 県民緑地	山形市	18 酒田北港緑地	酒田市
7 山形県立自然博物館	西川町	19 酒田北港緑地展望台	酒田市
8 山形県志津野営場	西川町	20 山形県酒田海洋センター	酒田市
9 由良漁港の漁船以外の白山島船揚場	鶴岡市	21 第1酒田プレジャーボートスポット	酒田市
10 堅苔沢漁港の漁船以外の船舶保管施設	鶴岡市	22 第2酒田プレジャーボートスポット	酒田市
11 西蔵王公園	山形市	23 鼠ヶ関マリーナ	鶴岡市
12 健康の森公園	山形市	24 山形県営駐車場	山形市

(山形県ホームページより)

また、応募の流れを図示すると以下のとおりである。

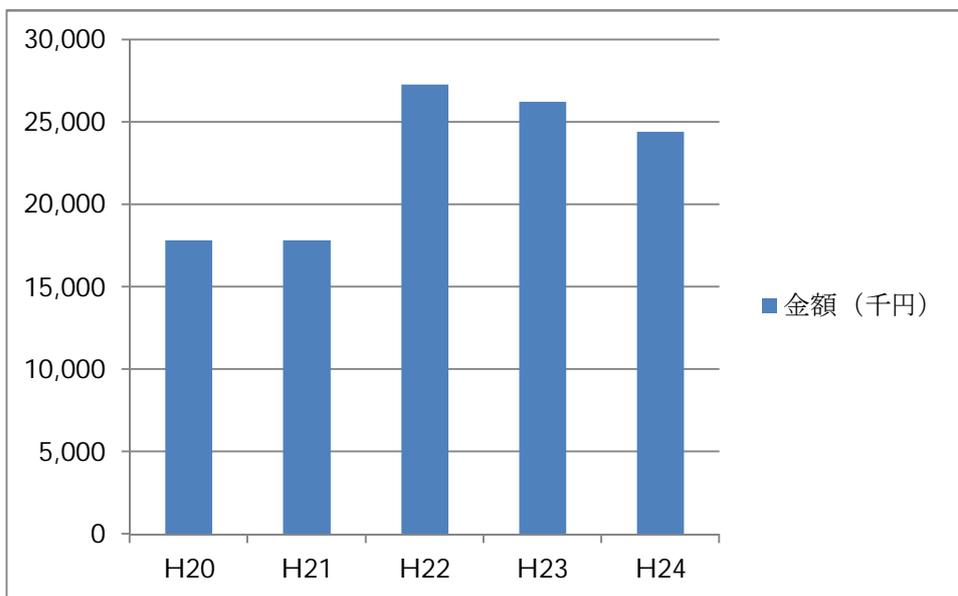
応募の流れ



(山形県ホームページより)

(命名権収入の収入規模、推移)

平成 20 年度 17,850 千円、平成 21 年度 17,850 千円、平成 22 年度 27,300 千円、平成 23 年度 26,250 千円、平成 24 年度 24,412 千円となっている。



推移としては、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて山形県総合運動公園陸上競技場の契約額が増加したことにより、収入額が前年比 152% と大幅に増加した。近年は横ばいで推移している。

現在の命名権の対象となっている施設は、3施設である。

施設名	呼称	命名権者
山形県総合運動公園陸上競技場	ND ソフトスタジアム山形	エヌ・デーソフトウェア(株)
中山公園野球場 (山形県野球場)	荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた	荘内銀行及び日新製薬
県民会館及びこども館	やまぎんホール及びやまぎんこども館	山形銀行

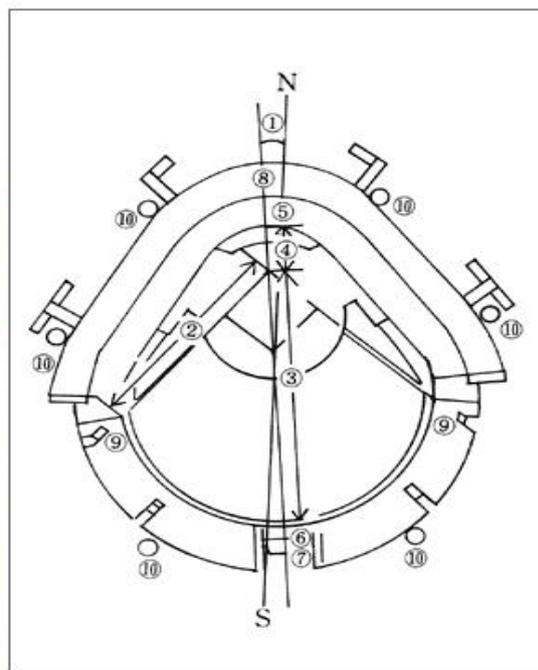
(施設写真)

ND ソフトスタジアム山形



(総合運動公園ホームページより)

荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた



(山形県野球場ホームページより)

やまぎんホール及びやまぎんこども館



(県民会館ホームページより)

(実施した手続き)

現在契約している上記3先について契約書を閲覧した。その際に、契約書としての形式が整っているかどうか、また企業または県のいずれかにとって不利益となる条項がないかどうかについて留意した。

過去に山形県が算定したネーミングライツの希望価格について計算結果の妥当性を検討した。具体的には、山形県ホームページでは、山形県総合運動公園第2運動広場のネーミングライツについて1年当たり100万円以上と希望価格を算定している。そこで、希望価格の算定根拠について資料を入手し、価格設定が妥当かどうか検討した。

(監査の結果)

(1) 契約書について

契約書の閲覧を実施した。特段問題となる点はなかった。

(2) 希望価格の金額の妥当性について

希望価格を算定するに当たっては、全国の導入状況、施設利用者数、ネーミングライツ制度の趣旨の3点を総合的に勘案して希望価格を決定していることを担当者からのヒアリングにて確認した。そこで、それぞれの観点から価格の妥当性について検証した。

観点	県の考え方	監査人の検証
1. 全国の導入状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の類似施設の導入状況をみると、概ね100万円以上である。 	<p>監査人は、山形県が入手した全国の類似施設の資料を閲覧した。その結果、全国の類似施設においては、概ね100万円以上で契約がなされていることを確認した。</p>
2. 施設の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・第2運動広場自体の利用者数は約3万人であるが、第2運動広場の位置から総合運動公園利用者・観客数(約85万人)を考慮する必要がある。 ・第2運動広場は、特設駐車場や駐車場(第2運動広場と第3運動広場の間)に接しており、Jリーグ開催時やモンテディオ山形の練習時には多くのサポーターが当該駐車場を利用することから、第2運動広場に名称看板を設置した場合には、当該施設利用者以外の多くの人の目に触れることになる。 	<p>下記地図上の○囲み部分が、第2運動広場であるため、総合運動公園の利用者数を考慮することは合理的であると考えられる。</p> <p>また、駐車場と隣接していることから、駐車場の利用者数を考慮することも合理的であると考えられる。</p>
3. ネーミングライツ制度趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツは導入が目的ではなく、財源確保が目的であり、「事務経費を上回り、赤字にならない額」という程度の水準では導入すべきではないと考える。 そのためにも、ある程度の収入(利用者サービスの向上等が図られる整備等が見込まれる程度)が見込まれる額 	<p>監査人は、当年度歳入の確保というテーマで監査を実施し、各種の県の歳入確保の取組みについて検証している。その中で1年当たり100万円の歳入というのは決して低額なものではないため、ネーミングライツの制度趣旨を満たしていると判断できる。</p>

	<p>の設定が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低額の価格設定については、他施設の価格への影響が懸念される。 	
--	---	--

(総合運動公園地図)



(「総合運動公園ホームページ」より)

以上より、県の100万円との希望価格の設定プロセスは問題ないものと判断した。

(1) 県が開示している情報について

現在、県が開示している情報によれば、命名権を購入したい企業が施設情報を得るまでに2週間程度かかり、企業が意思決定をするのはその後ということになる。企業は希望価格と施設の利用者数を比較考量し、投資価値があるかどうか決定するものと思われる。確かに、関係部署との調整や希望価格を算定するのに時間がかかるのは理解できる。ただし、一方で、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、容易

に情報を入手できるものであるから、一覧表と併せて開示することを検討されたい。

また、企業の立場では、どの施設が県有資産かは不明であると思われる。他県では県で管理している歩道橋を命名権の対象とした募集も行われている。現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。【意見】

3. アンテナショップに係る収入

(収入の概要)

現在の山形県アンテナショップは、平成 21 年 4 月、東京都中央区銀座一丁目にオープンした。県アンテナショップ整備の趣旨は、「山形県及び県産品のイメージアップ、ブランド力の向上及び首都圏の消費者ニーズ等のフィードバックを受け、商品をブラッシュアップしていくことによる山形県の産業の活性化を図る」ことである。

上記趣旨にもとづき、1 階では県産品の紹介・宣伝等のため特産品展示販売を行い、2 階では、県産品を使用した“山形ならではの”飲食の提供を行うレストランと、観光情報コーナーを設けている。

「山形県アンテナショップ」



オープン以降のアンテナショップの来場者数及び売上は下表のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来場者数	633 千人	640 千人	635 千人	615 千人
売上	409 百万円	437 百万円	422 百万円	396 百万円

このうち、特産品展示販売とレストランについては、運営事業者を公募により選定し、選定された 2 事業者と貸室賃貸借契約を締結し、賃料その他の収入を得ている。

オープン以降 4 年間のアンテナショップに係る収入の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

	面積	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
賃料	256.8 m ² (77.7 坪)	10,926	12,760	11,911	11,483
共益費	—	2,865	3,427	3,427	3,427
水道料金	—	569	648	613	577
電気料金	—	3,485	4,158	3,910	3,976
合計		17,845	20,991	19,860	19,463

運営事業者からの賃料収入は、貸室賃貸借契約書により、下記のとおり設定されている。

収入	算定の考え方
賃料	売上の 3% (以下の合計額) ・店舗売上から消費税及び地方消費税相当額を除いたものに 3% を乗じた額 ・上記の消費税及び地方消費税相当額
共益費	占有面積に応じて定額を徴収
水道料金	使用量に応じて運営事業者負担
電気料金	使用量に応じて運営事業者負担

当該設定の根拠について、県担当者の回答によると、アンテナショップ開設当時の他県の状況を勘案して設定したものである。なお、現在首都圏にアンテナショップを開設している 33 道県のうち 16 県は負担金を徴収していないことを確認しているとのことである。

一方で、山形県はアンテナショップに係る建物賃借料及び管理費として、毎年、下表の金額を支払っている。

(単位：千円)

	面積	年間支払額	内容
賃料	355 m ² (107.3 坪)	74,358	(月額 6,196,575 円×12 ヶ月)
管理費	—	4,731	(月額 394,328 円×12 ヶ月)

これは、山形県が運営している 2 階の観光情報コーナー以外の部分を、月額 57,750 円/坪で賃借し、月額 12,315 円/坪で賃貸している計算となる。

下記「運営事業者募集要項」(抜粋)を見ると、整備の趣旨にもとづく様々な条件が付されており、県の施策を代行して実施してもらっているため、その対価として、通常の相場よりも賃料が低く設定されている。

「山形県新アンテナショップ運営事業者募集要項」より抜粋

3. アンテナショップ運営の事業内容

(1) 共通事項

①基本方針

- i 首都圏を始め全国の方々が「やまがた」の素晴らしさと豊かな暮らしぶりを実感できるとこととする。
- ii 「やまがた」の良さが凝縮された食、文化、商品などを全国に発信する。
- iii 訪れる方々の評価を地元でフィードバックし、消費者の求めに対してブラッシュアップを行いながら、県内の生産者・製造業者等が意欲を持って生産・提供できる循環構造を構築する。

②店づくりの方向性

多くの人々が興味を持つ「食」を前面に出していくこととし、以下の店づくりを目指します。

- i こだわりのある本物に出会える店
- ii 山形の旬や本当の豊かさを実感できる店
- iii つくり手の顔や技、温もりに触れることができる店
- iv 県内事業者のチャレンジとブラッシュアップを支援する店

③この要項中「県産品」は、次のいずれかに該当するものとします。

- i 山形県内で生産された農林水産物
- ii 主たる事業所が山形県内に所在する製造業者等が、山形県内で製造した商品

④県産品の掘り起こし

県産品の掘り起こしは、運営事業者が県と協力して行います。

⑤首都圏の小売業者・飲食業者等への販路拡大支援

このアンテナショップでは、首都圏の小売業者及び飲食業者等に対する県産品の

販路拡大に向けた取組みを支援することとしており、運営事業者はこの取組みに協力してください。

⑥観光誘客に対する協力

運営事業者は、県等が行う山形県への観光誘客の取組みに協力してください。

(2) 物販部門

①県産品の紹介、宣伝、販売

i 以下の分類の県産品の中から、基本方針に合致した商品を選定したうえで、その仕入れルートを確認し、店舗内で展示・紹介・販売を行ってください。この場合、特定の地域や企業等に偏らない商品構成となるよう、配慮してください。このうち、「山形セレクション」認定品については、来店者が、店舗内販売若しくは取次ぎ等により、確実に購入できるような対応を取ってください。

また、県の商品開発事業等において開発した新商品について、テストマーケティングを目的とした展示・販売を依頼するケースがありますので、この取組みに協力してください。(以下、省略)

ii テイクアウトによる飲食物の販売を想定していますので、その内容も含めた事業計画を提案してください。

iii このアンテナショップでは、販売する商品に対する消費者の反応や購買ニーズ等について、積極的に情報収集を行い、生産者・製造業者にその情報をフィードバックすることとしております。その手法等については、運営事業者からの提案を踏まえ、アンテナショップ運営協議会において協議・決定します。

iv 商品の仕入れに関する県内製造業者等との取引条件は、適切なものとなるよう配慮してください。なお、県はその状況等について、報告を求め、必要と認めるときは、その是正を要請する場合があります。

②イベントコーナーの運営

県内生産者等が直接販売することにより、消費者と触れ合い消費者の反応や評価、ニーズ等を直接情報収集する機会を確保するための「イベントコーナー」を設置してください。(「イベントコーナー」の仕組みは資料4のとおりです。)

③外販等の実施

店舗内での販売以外にも、アンテナショップの機能として、県産品に関するカタログ販売やインターネットを活用した県産品の販売(外販等)を行うことを想定しています。なお、その詳細は、アンテナショップ運営協議会において協議、決定することとします。

(3) 飲食部門

①‘山形ならではの’の飲食の提供

主に県産品を使用した飲食を提供することとし、そのメニューづくりにあたっては次に掲げる事項に留意してください。なお、具体的なメニューは、運営事業者からの提案を踏まえ、アンテナショップ運営協議会において協議・決定することとします。

- i 山形の多様な食材を使用した「山形ならではの」のものにすること
- ii 旬の素材による季節感豊かなものとする
- iii 物販部門で販売している食材を使用した料理の提供等物販部門と連携したものとする

②地場産業型工業製品等の展示・紹介

飲食部門のエリア外に、地場産業型工業製品分野の山形セレクション認定品等を展示・紹介するスペースを整備することとしております。飲食部門事業運営者は、これらに関する来店者からの問い合わせ等に対して的確に対応してください。また、購入希望者に対しては、物販部門の運営事業者のほか購入方法等を紹介してください。

③物販部門との連携

物販部門の運営事業者と連携のうえ、県産食材等の PR と販路拡大に向けた取組みに協力してください。

④県産食材の生産者等へのフィードバック

県内生産者等に対して、料理に使用する県産食材に関する来店者の反応等をフィードバックしてください。

しかし、県の施策の代行者としての対価相当を超えて、過度に利益が運営事業者に残っているならば、公平性の観点から問題があると考えます。そのため、県は賃料について、運営事業者の業績を踏まえて、定期的な見直しを検討する必要があります。

県と運営事業者の「貸室賃貸借契約書」には、(賃料等の改定)の条項があり、下記のとおり記載されている。

(賃料等の改定)

第8条 甲又は乙は、店舗の運営状況や甲と建物所有者との契約の変更その他の事情を勘案して、契約更新の際に、賃料等の改定を申し出ることができる。ただし、賃貸借期間中においても、賃貸物件の価格が著しく変動したときその他正当な理由があると認められるときは、甲乙協議のうえ、賃料等の改定を行うことができる。

(実施した手続)

県アンテナショップの賃料について、定期的な改定が行われているかという観点で、質問を行い、関係書類を閲覧した。

過去に賃料の改定が行われた実績はなく、そもそも県では運営事業者から毎年の決算書等の入手等による収支状況の把握を行っていない。

これは、当初の「運営事業者募集要項」の中で、下記のとおり、毎月の売上報告は求めるが、年度ごとの決算書等の提出を求めなかったため、把握する手段がないとの回答であった。

「山形県新アンテナショップ運営事業者募集要項」より抜粋

4. アンテナショップの運営にあたっての指示事項

- (1) 営業日・営業時間 (省略)
- (2) 適正な人員配置 (省略)
- (3) 営業に係る遵守事項及び諸手続き等 (省略)
- (4) 施設の維持管理等 (省略)
- (5) ホームページによる情報発信 (省略)
- (6) 売上金等の報告

運営事業者は、毎月の売上内容等を県に対して報告するものとします。様式等は別途指定することとします。

- (7) アンテナショップ運営協議会 (省略)

賃料等の今後の見直しについて、県では、現在、アンテナショップに係る様々な課題に対処するための全体的な「あり方検討」を行っているところであり、その中で支払っている賃料の見直しやアンテナショップ移転の可否等も含めて、他県の状況などを再度確認しながら検討しているとのことである。

(監査の結果)

アンテナショップの運営事業者からの賃料は、新アンテナショップ開業時から「売上の3%」で変わっていない。しかし、過度に利益が運営事業者に残っている場合には、公平性の観点で問題があるため、賃料について、「貸室賃貸借契約書」第8条(賃料等の改定)にもとづき、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者から、毎年、決算書等を入手し、収支状況を把握する必要がある。しかし、アンテナショップ整備時の「運営事業者募集要項」の中で、毎月の売上報告は求めているが、決算書等の提出は求めなかったため、現在は決算書等を入手しておらず、収支状況は把握することができない状況にある。このような状況では、賃料改定のための収支シミュレーションを行うことができない。よって、新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。【意見】

4. 余剰電力売電収入

(収入の概要)

山形県が平成24年度末時点で管理中のダムは、12ダムあり、このうち、蔵王ダム（山形市）、月光川ダム（遊佐町）、田沢川ダム（酒田市）、綱木川ダム（米沢市）の4ダムが管理用発電を行っている。



(山形県ホームページ「山形県のダムマップ」より抜粋)

発電設備あり（発電事業用）	高坂ダム、神室ダム*、温海川ダム、荒沢ダム、木地山ダム
”（ダム管理用）	蔵王ダム、月光川ダム、田沢川ダム、綱木川ダム、白水川ダム*
発電設備なし	留山川ダム、前川ダム

表中の * は、発電所建設中のダムを示す

管理用発電とは、経済性を考慮し発電事業が参画していないダムにおいて、水の有効利用を図るため、管理用発電設備を設置して自家用発電を行い、発生した電力をダム管理用として利用することで、ダム管理費の軽減を図るものである。

管理用発電により発電した電力のうち、ダム管理等の目的で利用して余った電力については、「補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業の実施について（昭和56年6月9日 建設省河開発第43号 各都道府県知事あて建設省河川局長通達）」の別添第8にもとづき、一般電気事業者に売却している。

「補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業の実施について（昭和56年6月9日 建設省河開発第43号 各都道府県知事あて建設省河川局長通達）」より抜粋

別添

補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業実施要領

（余剰電力の売電等による有効利用）

第8 ダムの管理者は、ダム管理用水力発電による発生電力のうち、当該ダムの管理の用に供した後の余剰電力（以下「余剰電力」という。）について、電気事業者に売電する等の有効利用を図ることができる。

余剰電力の売電単価の推移は下表のとおりであり、一般電気事業者との随意契約により決定している。

	当初		現在	
	契約締結日	売電単価	契約締結日	売電単価
蔵王ダム	平成 元年 3月 31日	4円 90銭	同左	4円 90銭
月光川ダム	平成 9年 5月 28日	9円 67銭	平成 25年 2月 28日	29円
田沢川ダム	平成 13年 6月 22日	10円	平成 25年 2月 28日	29円
綱木川ダム	平成 19年 3月 22日	7円 03銭	平成 25年 2月 28日	29円

（※）売電単価は、1キロワット時当たりの税抜単価である。

発電開始当初の契約期間は当初契約締結日から1年又は2年で、両者のいずれから申し出がない場合は、更に1年延長し、以後も同様とする契約となっていた。

県では、当初の売電契約締結以降、実勢価格の変動状況を踏まえた結果、見直しをすると既存の単価より低くなる可能性があるため、据え置きとしていた。

その後、平成24年7月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まり、既存発電設備についても経済産業省からの認定を受けた場合、同制度が適用されることに

なった。

経済産業省資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」より一部抜粋・要約

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」、「バイオマス」等の再生可能エネルギーで発電された電気を、その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度である。
- この電力会社が買い取る費用については、電気利用者から賦課金という形で、毎月の電気料金と合わせて集め、発電設備の設置など高いコストがかかる再生可能エネルギーの導入を支えている。
- 制度の対象となるのは、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始める方である。
- 平成 25 年度の 1 キロワット時当たり調達価格と調達期間は、「水力発電-200kW 以上 1,000kW 未満」の調達区分では、税抜 29 円、20 年である。
- 一度適用された価格は、固定価格のまま、調達期間の間は適用される。
- 買取期間終了後は、国による価格の規制が終了するため、期間終了が近づいた時点で発電事業者と電気事業者との合意により、買取価格を決める必要がある。

資源エネルギー庁新エネルギー対策課「既存発電設備の固定価格買取制度における設備認定手続について（平成 24 年 7 月）」より一部抜粋・要約

- 平成 24 年 7 月 1 日において、既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していた設備についても、期限内に経済産業省による設備認定の申請を行えば、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けることができる。
- 調達期間は、新設に適用される調達期間から、既運転期間を控除した期間とする。

県では管理用発電を行っているダムについて、固定価格買取制度にもとづき、経済産業省より下記認定を受け、電気事業者との契約変更を実施した。なお、蔵王ダムについては、既運転期間が 20 年を超過しているため、制度の対象外である。

認定対象設備名	発電出力	認定日	調達価格（税抜）	調達期間
月光川ダム発電所	570kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	60 月
田沢川ダム発電所	490kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	108 月
綱木川ダム発電所	450kW	平成 24 年 12 月 25 日	29 円	179 月

その結果、蔵王ダムを除く3ダムについては、平成25年3月分から売電単価29円となり、以降の余剰電力売電収入の増加に寄与した。

余剰電力売電収入の過去5年間の推移は下表のとおりである。

[上段は売電電力量(千kWh)、下段は収入金額(千円)]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (4月~12月)
蔵王ダム	322	407	380	385	405
	1,579	1,995	1,862	1,890	1,984
月光川ダム	2,288	2,387	2,141	1,794	2,400
	22,131	23,085	20,706	20,337	69,598
田沢川ダム	3,574	3,549	3,220	3,210	2,663
	35,714	35,493	32,202	37,952	77,223
綱木川ダム	2,806	3,252	2,877	2,146	2,343
	19,732	22,868	20,232	20,633	67,959
合計	8,992	9,596	8,619	7,536	7,811
	79,157	83,442	75,003	80,814	216,764

さらに、県では、①29円という売電単価は、制度により国が電力会社買取を義務づけている固定価格であること、②需給関係によってはさらなる売電単価の上昇による収入増加が考えられること、③買取期間経過後は当初の契約よりも低い売電単価で随意契約を締結せざるを得ない可能性があることから、今後、できるだけ高く余剰電力を売却するために以下の取組を開始している。

すなわち、蔵王ダムを除く3ダム(月光川ダム、田沢川ダム、綱木川ダム)の余剰電力について、平成25年11月29日付で、電力の売却に係る一般競争入札を行う旨、県のホームページにて公告し、その後、手続を進めている。

【河川課】ダム管理用発電所に係る電力の売却

月光川ダム外2ダムの管理用発電所に係る電力の売却について、一般競争入札を行います。

1 入札の場所及び日時

場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

日時 平成25年12月24日(火) 午後2時

2 入札に付する事項

月光川ダム発電所に係る電力 4,400,000キロワット時

田沢川ダム発電所に係る電力 6,800,000キロワット時

網木川ダム発電所に係る電力 5,800,000キロワット時

3 契約期間

契約締結の日から平成28年2月29日まで(電力の需給開始は、平成26年3月1日からとします。)

4 入札方法

予定売却電力量に対する1キロワット時当たりの単価について行います。

※詳細は、入札公告、入札説明書、仕様書、電力受給契約書(案)及び参考図書をご覧ください。

- [入札公告\(PDF形式:76KB/2ページ\)](#)
- [入札説明書\(PDF形式:248KB/12ページ\)](#) ※様式([ZIPファイル](#) Word形式:12KB/6ページ)
- [仕様書\(PDF形式:2MB/6ページ\)](#)
- [電力受給契約書\(案\)\(PDF形式:144KB/11ページ\)](#)
- [参考図書\(PDF形式:1.7MB/73ページ\)](#)

(山形県のホームページより抜粋)

地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であること(地方自治法第234条)、自動販売機収入等において入札制度の導入により収入増加の実績があることから、売電収入についても一般競争入札を導入することは合理的である。

さらに、県では、多数の事業者が入札に参加し、競争原理が働くことで収入増加につながるよう、下記の仕組みを取り入れている点は評価されるべきである。

- ① 入札する事業者が中期の事業計画を立てやすくするため、契約期間を契約締結から平成28年2月29日までと複数年(2年間)契約にしている。
- ② 入札保証金、契約保証金を免除している。

しかし、県では、3ダムと同様に管理用発電を行っている蔵王ダムについては、一般競争入札の対象としていない。

(実施した手続)

管理用発電を行っているダムの余剰電力の売却については、全て一般競争入札を行うべきではないかという観点から、蔵王ダムについて一般競争入札の対象としない理由について質問を行った。

県では、下記の理由により、蔵王ダムの管理用発電所に係る電力の売却について一般競争入札を行わないと回答している。

- ① 固定価格買取制度の対象ではないこと
- ② 今後4年の間にダム・発電設備の更新予定があり、設備更新と合わせて固定価格買取制度の認定を受けた上で、一般競争入札も検討予定であること
- ③ 同ダムの余剰電力は、まず県庁の平日の消費電力の4割を賄っており、それでも消費されない夜間・休日等の余剰分のみ売却であるため、売電電力量の規模が小さいこと

蔵王ダム



(山形県ホームページ「パンフレット」より抜粋)

(監査の結果)

(1) 新設のダムについて

県の収入増加のためという目的に鑑みれば、今後、県が管理中のダムで管理用発電設備の新設を予定している「白水川ダム（平成 27 年 3 月新設/4 月発電開始予定）」についても、固定価格買取制度の認定を受けて、一般競争入札の実施という仕組みを継続していただきたい。

(2) 一般競争入札実施対象の拡大

県では、評価されるべき取組みとして、平成 25 年 11 月、管理用発電を行っているダムのうち、固定価格買取制度の認定を受けた 3 ダムについて一般競争入札を行う旨、広告し、その後、手続きを進めている。しかし、制度対象外である蔵王ダムについて、一般競争入札を行わない予定である。県が実施予定の一般競争入札は、複数年契約や保証金免除など入札に参加しやすい仕組みを取り入れることで多数の事業者が参加し、競争原理が働くことで収入増加につなげる目的で実施するものである。蔵王ダムの余剰電力は、大部分を山形県庁舎で消費しており、平日夜間と土日祝日の発電分が主に売却対象となるため、買取事業者が限定される可能性はあるが、他のダムと同様、一般競争入札の実施を検討されたい。【意見】

5. 広告掲出事業に関する収入

(収入の概要)

多くの自治体が財政健全化に向けた取組として実施している新たな財源確保のための施策の一つに、広告掲出事業がある。広告掲出事業とは、県の保有する財産に民間事業者の広告を掲載することで収入を得る事業である。

県でも当該事業を実施しており、平成25年3月に策定した「山形県行政改革推進プラン」の中でも、「持続可能な財政基盤の確立」をかかげ、歳入確保のための多様な財源の一つとして「県の広報媒体等への企業広告の掲載」を推進していくことが記載されている。

過去5年間の広告掲出事業に関する収入は、下表のとおりである。

(単位：千円)

種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県庁舎内広告	-	134	1,040	2,310	2,408
村山総合支庁舎内広告	-	-	-	-	54
最上総合支庁舎内広告	-	-	-	-	- (※)
置賜総合支庁舎内広告	-	-	-	-	25
庄内総合支庁舎内広告	-	-	-	-	- (※)
県民のあゆみ広告	5,080	5,280	5,800	5,820	5,580
山形県ホームページバナー広告	3,000	2,650	2,560	2,990	3,150
あぐりんホームページバナー広告	90	170	260	200	220
ものづくりヤマガタ情報サイトバナー広告	-	-	81	108	135
山形県職員録広告	95	105	90	170	165
納税通知書封筒広告	630	618	500	611	631
合計	8,895	8,957	10,331	12,209	12,368

(※) 平成24年度より事業を開始したが、入札不調のため「-」となっている。

このうち、「県庁舎内広告」、「県民のあゆみ広告」「山形県ホームページバナー広告」の概要は次のとおりである。

(1) 県庁舎内広告

①価格・価格決定方法

一般競争入札による。予定価格は、実績のある業者等の聞き取りによる市場調査にもとづき算定している。

②広告媒体の概要

推定広告閲覧者数は、県庁で勤務する職員数約 2,000 人及び 1 日当たりの平均来庁者数約 1,100 人である。

平成 25 年度の広告を掲出する権利の売却に関する一般競争入札の概要は、下表のとおりである。

所属	広告設置場所	掲出面数	結果
県庁舎	1 階エレベーターホール東側壁面 (4 面) 中央エレベーター内 (3 面×3 基) 西側非常用エレベーター内 (1 基×2 面) 東側非常用エレベーター内 (2 基×2 面) 東側非常用エレベーター壁面 (2 面)	21 面 (A1 版)	落札
	1 階来庁者用トイレ (6 面) 2 階講堂用前トイレ (6 面)	12 面 (B4 版)	入札不調
	1 階エレベーターホール中央南側壁面	1 面 (A1 版)	落札
	1 階エレベーターホール中央北側壁面	1 面 (A1 版)	落札
	2 階エレベーターホール東正面玄関側壁面	1 面 (A1 版)	入札不調
	2 階エレベーターホール東講堂側壁面	1 面 (A1 版)	入札不調

入札の実施回数は、年度途中から載せても費用対効果の観点で不合理であるとの判断で、年度で 1 回のみの実施であり、入札不調となり掲出を行わないパネルには、県がその事業に関するポスター等を無償で掲出できるものとしている。

(2) 県民のあゆみ広告

①価格・価格決定方法

価格は、一枠当たり最終ページは 30 万円/月、その他のページは 20 万円/月である。

価格決定方法は、広報誌制作に係る広告枠 1 枠当たりの経費を算出して価格設定を行い、読者の目に触れやすい最終ページは広告価値が高いと判断して、50%増しで価格設定している。

②広告媒体の概要

「県民のあゆみ」は、奇数月 1 日に発行される、A4 版、フルカラー 16 ページの県の広報誌である。推定広告閲覧者については、約 40 万部発行、県内全世帯配布されることから山形県民全体が対象と考えられる。

広告枠は最大で、最終ページ1枠、その他のページ5枠の合計6枠であり、平成25年1月号から11月号までの広告掲出状況は下表のとおりである。

	1月号	3月号	5月号	7月号	9月号	11月号
最終ページ	1枠	1枠	1枠	1枠	1枠	1枠
その他のページ	3枠	3枠	4枠	5枠	5枠	5枠

(3) 山形県ホームページバナー広告

①価格・価格決定方法

価格は、一枠当たり5万円/月である。

価格決定方法は、他県の動向等を踏まえて随時見直しながら価格設定している。

②広告媒体の概要

推定広告閲覧者については、トップページアクセス数で平成24年4月から平成25年2月までの月平均約243,000件が対象と考えられる。

バナー広告枠は最大6枠であり、平成25年1月から12月までのバナー広告掲出状況は下表のとおりである。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5枠	5枠	5枠	4枠	4枠	3枠	4枠	4枠	4枠	3枠	3枠	3枠

(実施した手続)

上記事業に関して、収入の確保及び広告媒体をさらに拡大することが可能かという観点から検討を行った。

(監査の結果)

「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件があるという現状から、広告媒体を拡大できる可能性は高くないと考える。

ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考えられる。他県では、県営住宅壁面への広告を募集している例もある。県では、平成25年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」において、下記のとおり「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。【意見】

(4) 県有財産の総合的な管理・活用の推進

県有財産総合管理推進本部（仮称）を設置し、県有財産総合管理（ファシリテイーマネジメント※）基本方針（仮称）を策定し、県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用する。

※ファシリティマネジメント：県が保有する又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること

(途中省略)

② 県有財産の有効活用

県有財産を有効に活用するため、遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。

(「山形県行財政改革推進プラン」より抜粋)

「県民のあゆみ広告」については、紙面の構成上、スペースが限られていることもあり、各号毎、空き枠が生じた場合に県のホームページ等により追加募集を行っている現状から、今後拡大できる可能性は高くないと考える。

「山形県ホームページバナー広告」については、現在の画面構成上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、上記のとおり、アクセス数自体は月平均約 243,000 件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。【意見】

6. やまがた緑環境税

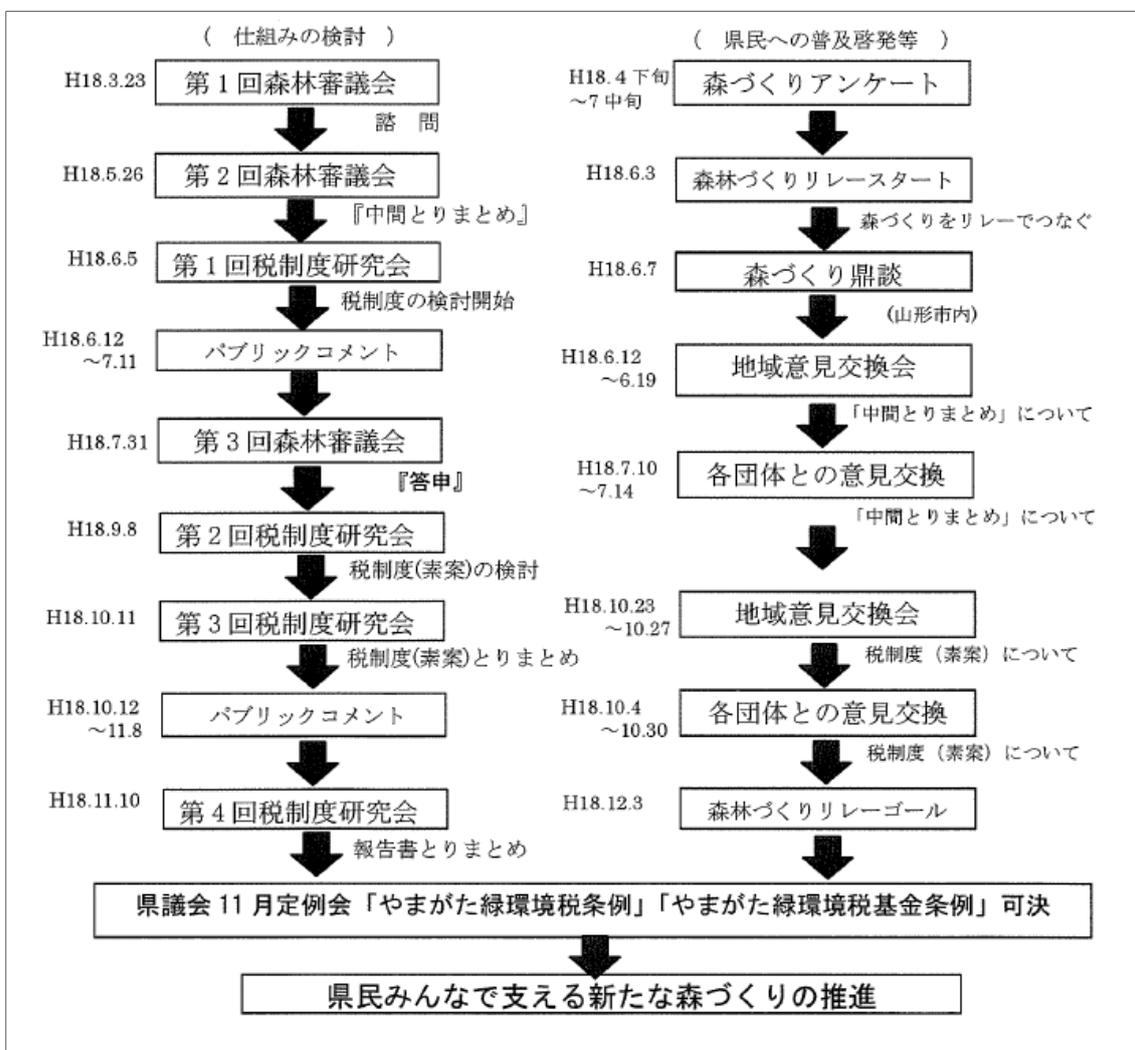
(制度概要)

やまがた緑環境税とは、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年度から導入している山形県独自の税金である。

税収は、用途を明確化するため会計を区分し、「やまがた緑環境税基金」に積み立て、上記施策を実施する経費に充当される。

山形県の森林は荒廃が進んでおり、森林の有する公益的機能が失われつつあったため、森林を回復させ、みどり豊かなやまがたづくりを推進するため、導入されたものである。

やまがた緑環境税を導入するに当たり、山形県は仕組みの検討及び普及啓発活動を下記のスケジュールにて実施した。



(山形県ホームページより)

税額の根拠としては、「森林からもたらされる様々な恩恵は県民すべての皆様が享受していることから、できるだけ多くの県民の方々に広く公平に負担していただく」という考え方にに基づき、県民税均等割額に一定の割合を上乗せする超過課税方式としている。

額は個人年 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%相当額（2,000 円～80,000 円）であり、住民税に加算して納税する仕組みである。

「やまがた緑環境条例」より抜粋

（目的）

第 1 条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和 29 年 5 月県条例第 18 号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

～（略）～

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 36 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 1,000 円を加算した額とする。

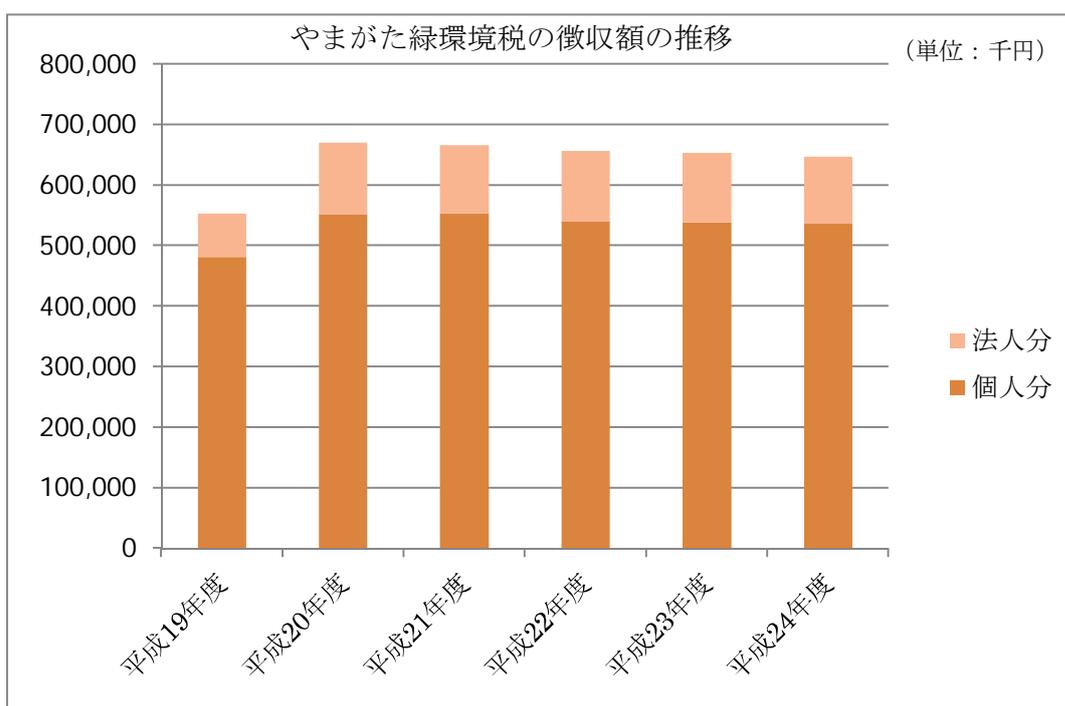
（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 4 条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 43 条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とする。

やまがた緑環境税の徴収額の推移並びに基金への積立額は下表のとおりである。

やまがた緑環境税の徴収額の推移

	当初 見込額 (千円)	実績額 (千円)			納税義務者数	
		個人分	法人分	合計	個人	法人
平成 19 年度	544,000	481,669	72,008	553,677	566,337 人	22,854 社
平成 20 年度	660,000	551,908	118,081	669,989	562,558 人	22,607 社
平成 21 年度	660,000	553,621	112,426	666,047	560,601 人	22,242 社
平成 22 年度	654,000	540,328	115,798	656,126	546,848 人	22,029 社
平成 23 年度	645,000	538,907	114,396	653,303	545,209 人	21,822 社
平成 24 年度	647,000	536,269	111,189	647,458	548,529 人	21,684 社



やまがた緑環境税基金への積立額 (単位：千円)

	前年度末 基金残高	積立額				取崩額	当年度末 基金残高
		税込分		当年度 運用益	計		
		当年度	前年度の 実税込額 と積立額 の差				
平成 19 年度	0	550,000	0	270	550,270	541,469	8,801
平成 20 年度	8,801	664,000	3,677	456	668,133	652,187	24,247
平成 21 年度	24,747	661,000	5,989	198	667,187	602,682	89,252
平成 22 年度	89,252	650,000	5,407	122	655,169	691,567	52,854
平成 23 年度	52,854	645,000	6,126	81	651,207	658,289	45,772
平成 24 年度	45,272	647,000	8,303	194	655,497	640,099	61,170

(実施した手続き)

監査人は税という徴収方法、設定された課税標準、使途、周知方法の妥当性について検討した。

(1) 税で徴収するという仕組みについての検討

「自治体の収入増加に関する調査研究(平成22年3月 財団法人地方自治研究機構)」で税という仕組みを採用する利点及びその際のポイントに言及されているため、監査の実施にあたり参考にした。

「自治体の収入増加に関する調査研究」より抜粋

(1) 公平な税負担が容易

住民税均等割には地域社会の費用を広く住民が負担するという「地域の会費」的性質がある。受益が広く住民におよぶため、その負担を多くの住民に広く薄く求めたい場合に適した手法と言える。

(2) 住民にとって負担額がわかりやすい

均等割はもともと一律の税額であるため、超過課税を行う場合には「一律〇〇円アップ」となり、住民にとってわかりやすい。一方、所得割に超過課税を行う場合には「税率〇〇%アップ」となり、個々に金額が違う上、計算しなければ負担額がわからない。(ただし、法人の場合は資本金の額に応じて均等割の額が違うのでこの限りではない。)

(3) 徴税コストが安い

税を賦課徴収するには、電算システムの整備、納税通知書の発送、収納環境の整備、督促、滞納整理等の膨大な事務に伴う徴税コストが必要である。

超過課税の実施にあっては、賦課の際に若干の電算システム改修が必要になる場合はあるものの、おおよそ従前の賦課徴収事務のまま実施することができる。

～(中略)～

自治体が独自課税をするにあたり、重要となるポイントを一般論として述べると、①住民に新たな負担を求める必要があるのか、②税という手法は適切か、③住民に十分な説明を行い、理解を得たか、④新たな財源を元に適切に施策が実施されているか、の4点が特に挙げられる。

監査人は、前述の調査研究をもとに、下記4つの視点から、やまがた緑環境税について検討した。

	視点	監査人の検討
1	住民に新たな負担を求める必要があるか	やまがた緑環境税の導入の趣旨は、山形県の山林の荒廃が進んでいるため、森林の整備を行うことにより、森林の公益的機能を維持することにある。また、県民が森林への理解を深め、新たな森づくり活動を実施することにある。このため、県民に対して新たに負担を求めることはやむを得ないと考えられる。
2	税という手法は適切か	森林の恩恵は県民が広く受けているものであるから、県民全員で負担することが望ましいと考えられる。また「全員」で負担する際も広く薄く求めるのであれば、税という手法は適切であるとする。また、税額もわかりやすく算出されている。
3	住民に十分な説明を行い、理解を得たか	住民への十分な説明については、仕組みの検討、普及活動について何度も実施していることから、十分な検討、説明が実施されているものと考えられる。
4	新たな財源をもとに適切に施策が実施されているか	管理手法について基金により管理している。施策については、適切に実施されているものと判断した。詳細は、支出額の適切性を検証をした監査手続きを参照されたい。

以上より、税で徴収するという仕組みについては問題ないものと考えられる。

(2) 税額設定の妥当性についての検討

監査人は、やまがた緑環境税の税額、個人は年 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%相当額 (2,000 円～80,000 円) が妥当であるかどうかについて検討した。

個人 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%という額については、県の試算額、県民へのアンケート結果、森林審議会答申での付帯意見を参考として決定されている。

県の試算額	森林の公益的機能の低下による県民生活への影響を未然に防ぐため、新たな森づくりに要する年間事業費を6億円と試算している。 6億円の内訳は、荒廃森林11,600haの整備を10年間で進めるのに必要な単年度の所要額4億円＋県民理解の醸成を図るためのソフト事業に要する額2億円
県民へのアンケート結果	個人の税金について、年額1,000円を許容する回答が34.1%と最も高い
森林審議会での答申	「県民一人あたりの負担額として年額1,000円程度が適当である」との付帯意見

また、東北の他県状況は下表のとおりである。

	名称	法人	個人
青森県	—(制度なし)	—	—
岩手県	いわての森林づくり県民税	10%	1,000円
宮城県	みやぎ環境税	10%	1,200円
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	8%	800円
福島県	森林環境税	10%	1,000円

(各県ホームページより)

以上の税額設定の経緯や東北の他県の状況を考慮すれば、個人は1,000円、法人は県民税の均等割額の10%という水準は問題ないものと考えられる。

(3) 支出の適切性の検討

税額については、計画では支出額の試算をもとに設定していることから、支出が適正になされているかを検討することが肝要であると考えます。

そこで、平成24年度のやまがた緑環境税の活用実績を入手し、事業費が大きい項目について検討した。

★平成24年度やまがた緑環境税活用事業実績★

事業名	事業費 (千円)	事業概要	担当課
I 環境保全を重視した施策の展開			
森林環境緊急保全対策事業 (荒廃森林緊急整備事業)	443,076	長期の施業放置森林の整備や作業道の開設などにより、荒廃した森林の公益的機能を確保 (1,371.5ha)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (森林資源循環利用促進事業)	34,875	利用可能な間伐材の搬出支援 (30,401m)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (広葉樹林健全化促進事業)	9,561	広葉樹林の伐採と伐採木の利用を図り、更新による森林の健全化の推進 (12,671m)	森林課
森林環境緊急保全対策事業 (ナラ枯れ被害対策検証事業)	1,361	合成集合フェロモンによる面的防除対策や専門家による効果検証(フェロモン設置10箇所)	森林課
I 計	488,873	(税分のみ)	
II 21世紀にふさわしい県民と森林の関わり構築			
①県民参加の森づくりの推進			
県民みんなで支える森・みどり環境公募事業	29,018	地域住民やNPO、企業等が地域のニーズに応じて取り組む自主的な森林をはじめとした自然環境保全活動を支援	みどり自然課
みどり環境交付金事業	87,151	市町村独自のきめ細かな森づくりや自然環境保全活動を展開できるよう交付金により支援	みどり自然課
やまがた絆の森プロジェクト推進事業	1,840	「やまがた絆の森プロジェクト」(県民、企業等の多様な主体が、気軽に森づくりに参加でき、森づくり活動の成果が実感できる仕組み)による森づくり参加者の拡大	みどり自然課
森林資源の活用による低炭素社会構築事業費	259	企業等の森林整備等による二酸化炭素の吸収・削減量の評価・認証制度の試行	森林課
① 計	118,268		
②自然環境保全対策の推進			
生物多様性の森づくり実証モデル事業 (新規)	642	里山を中心とした森林生態系(ニホンジカ等)の実態調査及び対応策の検討・試行	みどり自然課
自然環境総合モニタリング事業	5,447	森林を取り巻く自然環境を総合的にモニタリングし、影響予測や保全策を講じるために必要な異変等を早期に察知する体制を整備	みどり自然課
森林生態系を担う野生鳥獣の保護管理事業	2,085	人と自然が共生する森づくりを進めるため、傷病等で救護された野生鳥獣の野生復帰のためのリハビリ等を実施	みどり自然課
② 計	8,174		
③自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進			
自然環境学習推進事業	1,774	学校林の安全な学習環境の整備と森林環境学習に関する研修の実施、副教材等の作成・配布	みどり自然課
村山版「森のようちえん」拡大支援事業	723	園児を対象とした自然体験活動の開催・普及、活動発表大会の開催	村山総合支庁森林整備課
里山の森づくりサポーター育成事業 (新規)	40	県民が気軽に参加できる森づくりの推進のため、一般県民を森づくりサポーターとして養成	村山総合支庁森林整備課
最上の自然環境教育マスター養成事業 (新規)	375	「巨樹の国」最上の自然遺産、生活文化を次世代引き継ぐための自然環境教育指導者の育成	最上総合支庁森林整備課
障がい者の森林活動フィールド拡大事業 (新規)	309	障がい者が森林活動できる場所・施設等の現地調査、森林活動インストラクターの介助案内研修及び障がい者の森林体験活動による実証作業	置賜総合支庁福祉課
「動物共存の森」学習体験事業	133	野生動物と共存できる環境、森づくりの学習体験の実施	置賜総合支庁環境課
おきたま森林・自然環境学習推進事業	702	源流の森を活用した森づくり活動場所の整備、森づくり活動の道具購入	置賜総合支庁森林整備課
出羽庄内公益の森づくり事業	592	庄内海岸クロマツ林を保全するためのボランティア活動支援や指導者の育成、森づくりフォーラムの開催	庄内総合支庁森林整備課
③ 計	4,648		
II 計	131,090		
III 新たな森づくりの推進体制の整備			
やまがた緑県民会議	951	やまがた緑環境税を活用した事業の効果検証等を通してその適正な執行を確保し、県民みんなで支える新たな森づくりを推進	みどり自然課
新たな森づくりの普及啓発事業	7,364	新たな森づくりへの理解を深めてもらうため、森の感謝祭の開催や普及啓発活動の展開	みどり自然課
森づくりサポート体制推進事業	11,521	森づくり活動や野生生物保全活動を行う団体間のネットワーク化を推進、県民の森づくり活動への技術支援等を実施	みどり自然課
やまがた緑環境税広報事業(新規)	300	やまがた緑環境税の周知、広報	税政課
III 計	20,136		
合計	640,099	平成24年度やまがた緑環境税事業費(I+II+III)	

(「山形県ホームページ」より)

監査人は上記の平成24年度実績より、事業費の上位2件である荒廃森林緊急整備事業及びみどり環境交付金事業について監査手続きを実施した。

① 荒廃森林緊急整備事業

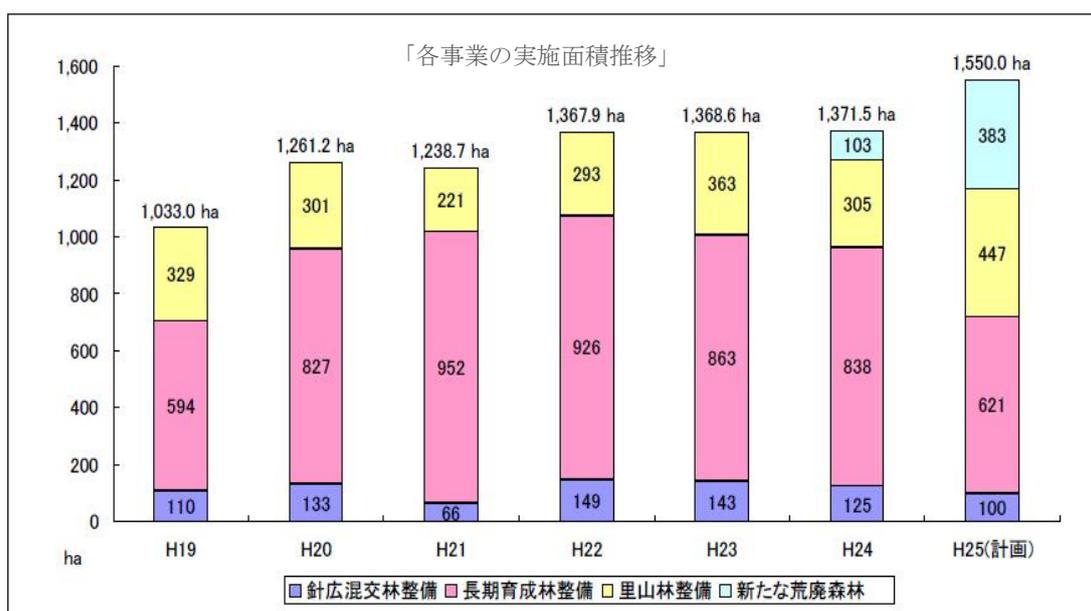
(事業概要)

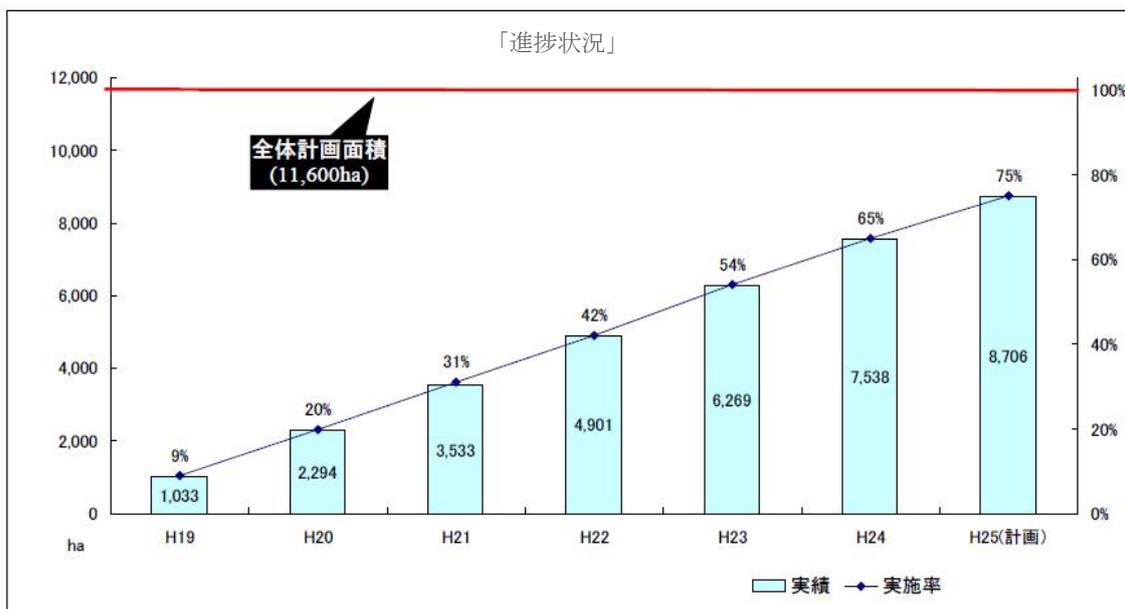
荒廃森林緊急整備事業とは、針広混交林整備事業、長期育成林整備事業（作業路整備を含む）、里山林再生事業の総称である。

本事業は県発注の委託事業であるため、山形県森林整備関係業務指名業者選定要領に基づき、指名業者を選定し、指名競争入札により、受注者及び契約金額を決定している。

事業名	目的	具体的内容
針広混交林整備事業	自然生態系が豊かで公益的機能が高度に発揮される森林を整備する。	スギ人工林に広葉樹を導入するための強度の間伐及びこれに必要な作業道を設置し、水源かん養など公益的機能の高い森林を育成する。
長期育成林整備事業	多様な樹齢からなる森林が面的に整備され、公益的機能が持続的に発揮される森林を整備する。	間伐及びこれに必要な森林作業道の設置など、森林組合等が森林所有者に代わって施業を一元管理し、森林の公益的機能を維持する仕組みを構築する。
里山林再生事業	多様な樹種や年齢で構成する、緑豊かな明るい里山林を再生する	病害虫被害木の伐採、広葉樹の植栽、簡易土留柵の設置をし、荒廃した里山林の再生を行う。

各事業の実施面積の推移は下表のとおりであり、計画と実績を比較した場合、10年間で荒廃森林を整備するという制度設計からすれば、制度開始6年で進捗率が65%であるから、進捗は順調である。





(「山形県ホームページ」より)

平成 24 年度の荒廃森林緊急整備事業の実施面積 1,371.5ha の総合支庁別の実績は下記のとおりである。

		村山	最上	置賜	庄内	合計
針広混交林整備事業	金額(千円)	37,768	1,103	1,445	0	40,316
	面積(ha)	119.4	3.4	2.2	0.0	125.0
長期育成林整備事業 (森林整備)	金額(千円)	53,793	58,619	63,123	51,100	226,635
	面積(ha)	206.1	189.3	192.2	259.5	847.1
長期育成林整備事業 (作業路整備)	金額(千円)	5,642	15,870	1,520	10,016	33,048
里山林再生事業	金額(千円)	45,878	14,660	60,017	22,523	143,078
	面積(ha)	114.8	52.2	164.2	68.2	399.4
合計	金額(千円)	143,081	90,252	126,105	83,639	443,077
	面積(ha)	440.3	244.9	358.6	327.7	1,371.5

(実施した手続き)

総合支庁別の実績においては、村山及び置賜が金額、面積ともに大きいため、村山総合支庁と置賜総合支庁を抽出の対象とし、それぞれの所管の契約のうちでもっとも金額が大きなものについて、仕様書、見積書、設計書、契約書、検査命令書、検査状況写真等の一連の資料を閲覧することにより、事務処理の適切性を検討した。

また契約金額の変更がある場合には、変更契約書及び変更理由について確認した。

(抽出した総合支庁及びその事業内容)

総合支庁名	事業名	場所	契約額(円)	契約期間
村山総合支庁	長期育成林整備事業	西村山郡	12,390,000	10月19日～1月31日
置賜総合支庁	里山林再生事業	米沢市	17,906,700	9月14日～1月31日

(監査の結果)

各種資料を閲覧した結果、事務処理は適正になされているものと認められる。

② みどり環境交付金事業

(事業概要)

趣旨	地域の実情に精通している市町村が、それぞれの地域課題に沿って、創意工夫を凝らした独自の事業展開が図られるしくみとして、交付金による支援を行うことを目的としている。
事業主体	各市町村
事業項目	1 森林・自然環境学習の推進、2 自然環境の保全活動の推進、 3 豊かな森づくりの推進、4 森林資源の利活用の推進
交付先の選定	基本配分枠：各市町村ごとに当該市町村の森林面積と児童生徒数を基礎として算出し、全市町村が実施するもの 特別配分枠：地域の特別な課題への取組みに対応するもの
審査方法	<p>(第1次審査)</p> <p>提出された事業計画書を総合支庁にて、やまがた緑環境税活用の趣旨への適合性の観点から審査する。 適合性の観点は、以下のア～ウである。</p> <p>ア 森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながるか</p> <p>イ 緊急又は重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策であるか</p> <p>ウ 他の特定財源が充当されていないか</p> <p>(第2次審査)</p> <p>関係課長等で構成する審査委員会にて、事業の波及性、具体性、効率性、独自性及び継続性を評価の観点とした審査基準に基づき各観点5点の計25点満点によって審査する。 2次審査における各評価の観定の定義は以下のとおりである。</p>

	<p>波及性 幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があり、他団体と幅広く連携した活動であるか</p> <p>具体性 課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容であるか</p> <p>実現性 事業内容に見合った適正な経費で積算され、かつコスト削減に努めているか</p> <p>独自性 地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか</p> <p>継続性 単発的活動でなく、地域に根ざした活動として次年度以降も継続される可能性があるか</p> <p>(やまがた緑県民会議への報告)</p> <p>審査の経過等について、やまがた緑県民会議に報告することによって外部の有識者の承認を得る。</p>
--	--

平成 24 年度の地域別みどり環境交付金配分実績は下表のとおりである。

(単位：千円)

事業項目	基本配分枠		特別配分枠		合 計	
	事業数	交付額	事業数	交付額	事業数	交付額
村山地域	39	17,024	22	17,629	61	34,653
巖上地域	28	9,022	15	8,592	43	17,614
置賜地域	22	11,778	11	7,923	33	19,701
庄内地域	16	12,176	8	5,056	24	17,232
計	105	50,000	56	39,200	161	89,200

(「山形県ホームページ」より)

(実施した手続き)

交付金交付の事務の適切性を検証するために、各地域から 1 市町村を抽出した。そして、合計 4 市町村に対する審査が適切になされ、やまがた緑環境税の趣旨に反する支出がないかどうかについて各種の審査資料、議事録の閲覧をすることにより検討した。

(抽出した市町村及びその事業内容)

	基本配分枠		特別配分枠	
	事業内容	金額	事業内容	金額
山形市 (村山)	森林学習・自然環境学習の場の整備(継)	640	森林に親しむ学習会	353
	みんなの森づくり活動(継)	1,620	みはらしの丘環境保全林里山整備(継)	213
	中学校への技術家庭、 図工教材の提供	1,035	野生生物との共生林整備(継)	317
			保育施設への教材提供(継)	164
			児童公園への木質チップ提供(継)	324
			公共施設の木質化(継)	1,114
			間伐材を利活用した森林環境学習(継)	1,531
			森林資源の利活用の推進(継)	914
計	3事業	3,295	8事業	4,930
大蔵村 (最上)	おおくら葉山塾(継)	482		
	菌茸栽培体験事業(継)	53		
	里山菌茸栽培体験事業(継)	216		
	県産間伐材普及事業(新)	325		
計	4事業	1,076	0事業	
小国町 (置賜)	白い森づくり体験事業(継)	949	白い森づくり体験事業(新)	124
	森から拓く次代につなぐ生業(わざ)づくり 事業(継)	948		
	森林セラピー推進事業(継)	275		
	環境教育推進事業(新)	508		
計	4事業	2,680	1事業	124
鶴岡市 (庄内)	つるおかの森森林環境教育推進事業 (継)	1,493	森林文化メッセージ運動事業(継)	200
	森への親しみ推進事業(継)	423	庄内自然博物館構想推進事業(継)	1,830
	つるおか広葉樹の森再生事業(継)	444	魚の森づくり事業(継)	25
	つるおかの森森林景観保全事業(継)	2,015	企業の森づくり事業(継)	398
	間伐材漁礁設置事業(継)	605		
	間伐材活用防風柵設置事業(継)	850		
計	6事業	5,830	4事業	2,453

(監査の結果)

監査人は1次審査資料、2次審査資料、やまがた緑県民会議議事録を閲覧した結果、各市町村の各事業について適切に審査されており、やまがた緑環境税の趣旨に沿った支出がされていることを確認した。

(4) 周知方法について

平成 24 年度の実績及び平成 25 年度の実績及び計画として以下のような取組を実施している。

項目		内容	
		平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績・計画)
広報・周知活動	1 広報媒体の活用	県のホームページ、県民のあゆみ（県広報誌）、広報番組、広報誌「森林やまがた」、フリーマガジン	県のホームページ、県民のあゆみ（県広報誌）、広報番組、広報誌「森林やまがた」
	2 リーフレット等による周知	税活用事業実績集の発行 税広報誌「もりしあ」 メルマガ配信	税活用事業実績集の発行 税広報誌「もりしあ」 メルマガ配信
	3 説明会、街頭キャンペーン、パネル展示等の実施	パネル展示 市町村でのイベント 多様な分野の団体への呼び掛けによる森林ボランティア研修 森林整備箇所へのPR 看板設置	パネル展示 市町村でのイベント 多様な分野の団体への呼び掛けによる森林ボランティア研修 森林整備箇所へのPR 看板設置 税PRのラッピングバス運行
普及啓発	1 やまがた緑環境憲章及び森づくりシンボルマークによる周知	シンボルマーク入り普及啓発資材の配布 小学校5年生の副教材を作成し、県内の小学校5年生全員に配布	シンボルマーク入り普及啓発資材の配布 小学校5年生の副教材を作成し、県内の小学校5年生全員に配布
	2 やまがたの森の感謝祭、森づくり活動発表大会等の普及啓発行事の開催	県内3か所にて森の感謝祭を実施 森づくりリレー 森づくり報告会	県内3か所にて森の感謝祭を実施 森づくりリレー 森づくり報告会
	3 やまがた絆の森運動の促進	やまがた絆の森運動に延べ2,184名参加	やまがた絆の森運動

	4 公募事業・市町村交付金事業の展開	みどり環境公募事業（ボランティア団体等）決算額 28,243 千円 みどり環境交付金事業（市町村） 決算額 86,406 千円	みどり環境公募事業（ボランティア団体等）予算額 30,000 千円 みどり環境交付金事業（市町村） 予算額 90,000 千円
緑県民会議等	1 やまがた緑県民会議	3 回開催、現地視察 普及啓発の推進として、 広報誌への寄稿	3 回開催、現地視察 普及啓発の推進
	2 県民参加の森づくり活動 （参加者数）	82,987 人	88,000 人（目標）

（監査の結果）

みどり環境交付金事業は、山形県からの交付金という形で市町村が主体となって事業を行うものである。山形県みどり環境交付金事業実施要領第9第3項にて、「市町村長は、事業の実施にあたっては、市町村広報、森づくり活動報告会等により『やまがた緑環境税』を活用した事業であることを広く普及広報するよう努めるものとする」と定めており、交付決定の条件としている。

みどり環境交付金事業の取組をどの程度詳細に紹介するかどうかは、市町村の裁量の範囲であり、市町村によって普及広報活動は異なっているのが現状である。しかしながら、山形県みどり環境交付金事業実施要領にて「広く普及広報するよう努めるものとする」と定めている以上、県は各市町村の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、やまがた緑環境税がどのように使われているかについては県民の関心事であるため、県民の目に見える形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討されたい。【意見】

7. 産業廃棄物税

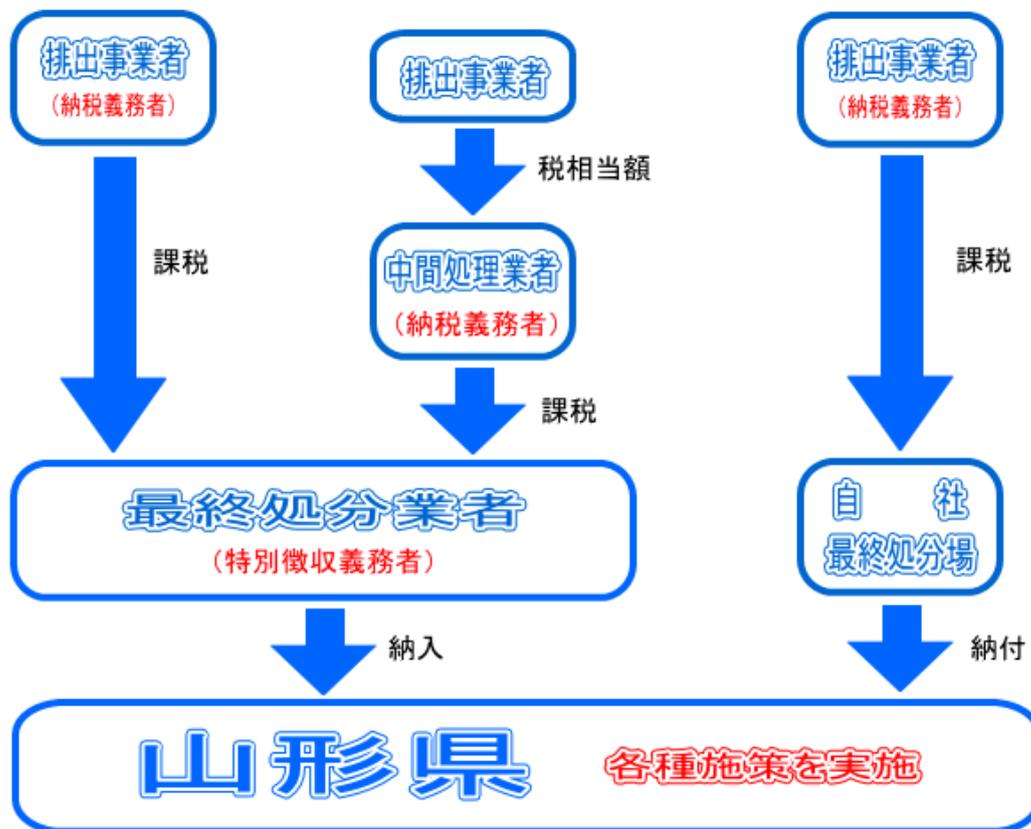
(制度概要)

産業廃棄物税とは、産業廃棄物の排出の抑制とリサイクル及びその適正処理を促進し、循環型社会の形成を目指すための諸施策を実施するために使われる税であり、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されるものである。

導入の目的	産業廃棄物の排出の抑制、リサイクル及びその適正処理を促進するために、新たに産業廃棄物税を導入し、循環型社会の形成を目指す。県では、「山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）」を策定し、産業廃棄物税の税収を活用しながら、循環型産業の振興等の施策を積極的に展開する。
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者で、県内に所在する最終処分場へ産業廃棄物の最終処分（埋立）を委託した事業者（中間処理業者を含む）又は自ら設置する最終処分場で最終処分（埋立）を行う事業者
課税の対象	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税される。
税 率	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。
免除規定	天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事由により課税が不適当なものを最終処分場へ搬入する場合
申告期限	1月～3月⇒4月末、 4月～6月⇒7月末 7月～9月⇒10月末、10月～12月⇒1月末
徴収の方法	最終処分業者の方が、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者の方から搬入量に応じて税を徴収し、申告納入する。また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付する。
用途	資源循環型社会システムの形成、資源の循環を担う産業の振興、廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減を柱とした施策実施のための財源として活用される。
管理方法	基金として管理されている。

(課税の方式)

特別徴収（申告納入）と申告納付があり、納税義務者が最終処分場に処分を委託した場合、当該最終処分業者が特別徴収義務者として申告納入を行う。納税義務者自身が設置する最終処分場で処分した場合、自らが申告納付を行う。



「山形県産業廃棄物税条例」より抜粋

(目的)

第1条 県は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者のうち、産業廃棄物の最終処分（廃棄物処理法第12条第5項に規定する最終処分をいう。）を業として行う者をいう。

(3) 最終処分場 県内に設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
一部改正〔平成23年条例14号〕

（賦課徴収）

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは、「この条例及び山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）」と、同条例第3条中「もの」とあるのは、「もの及び山形県産業廃棄物税条例第1条の規定により課する産業廃棄物税」と、同条例第16条第1項中「又はこの条例」とあるのは、「この条例又は山形県産業廃棄物税条例」とする。

（課税地）

第4条 産業廃棄物税に係る徴収金は、最終処分場の所在地において賦課徴収する。

2 知事は、前項の規定による課税地により難いと認める場合又は特に指定する必要があると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

（納税義務者等）

第5条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者（産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。）が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

一部改正〔平成23年条例14号〕

（課税標準）

第6条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

（税率）

第7条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

（徴収の方法）

第10条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 第5条第1項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収

(2) 第5条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

(特別徴収義務者)

第 11 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

(申告納入の手続等)

第 13 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から 1 月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで 4 月 30 日

4 月 1 日から 6 月 30 日まで 7 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日まで 10 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 月 31 日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(申告納付の手続等)

第 17 条 申告納付すべき納税者は、次の表の左欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から 1 月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで 4 月 30 日

4 月 1 日から 6 月 30 日まで 7 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日まで 10 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 月 31 日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

山形県では、平成 18 年 3 月に最終処分量がゼロとなる「ごみゼロやまがた」の実現を目指して、山形県循環型社会形成推進計画を策定した。その中で、循環型社会を築くために 3R（Reduce：廃棄物の発生抑制、Reuse：資源の再使用、Recycle：資源の再生利用）を推進することがうたわれている。

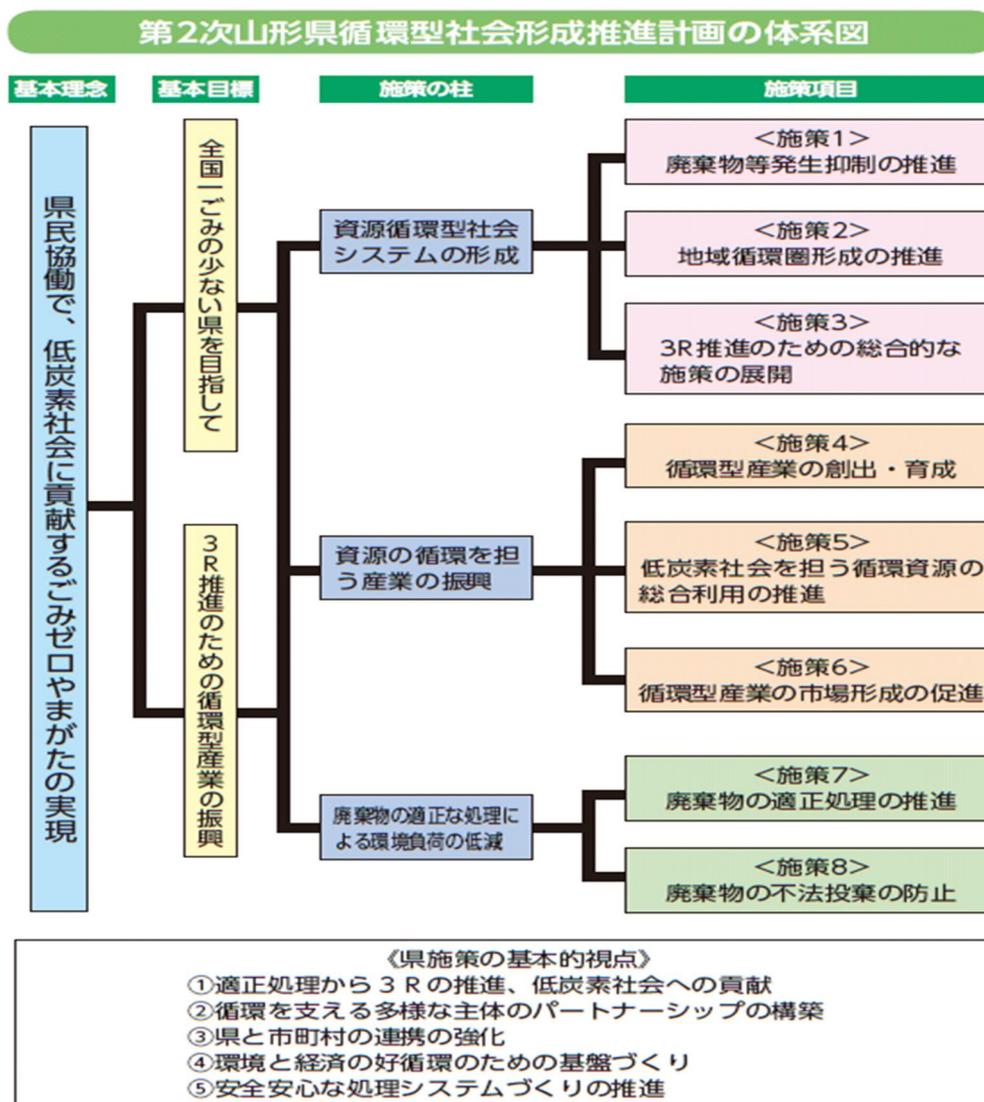
産業廃棄物税は、排出事業者、中間処理業者に税負担を課すことにより、産業廃棄物

の発生を抑え、循環型社会の構築を目指すものである。

その後、山形県は、平成24年3月に「第2次山形県循環型社会形成推進計画」を策定している。

(第2次山形県循環型社会形成推進計画の概要及び産業廃棄物税の用途)

産業廃棄物税は下表の施策1～8を実施するために使用される。



(「ごみゼロやまがた推進プラン (概要)」より)

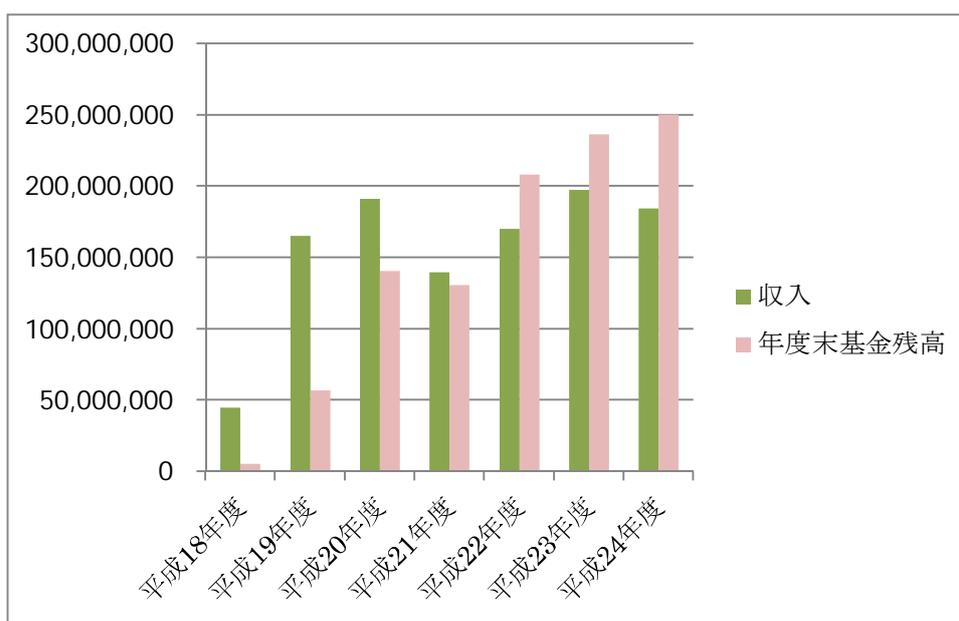
(収入規模)

産業廃棄物税の税込及び基金残高の推移は下表のとおりである。

(単位：円)

	① 収入	② 基金 運用利子	③ 使途	④ 年度末基金残高
平成 18 年度	44,876,444	4,833	39,428,094	5,453,183
平成 19 年度	165,008,224	203,776	113,590,664	57,074,519
平成 20 年度	191,248,253	309,913	108,236,811	140,395,874
平成 21 年度	139,788,778	157,948	149,750,064	130,592,536
平成 22 年度	170,233,000	77,011	92,643,390	208,259,157
平成 23 年度	197,283,000	82,704	169,179,211	236,445,650
平成 24 年度	184,563,000	231,400	171,150,858	250,089,192

(「山形県ホームページ」より)



また、支出額の推移は下表のとおりである。(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資源循環型社会システムの形成	14,765	14,867	11,316
資源の循環を担う産業の振興	32,528	103,683	86,441

廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減	42,110	46,806	45,749
徴税経費	3,238	3,821	27,643
合計	92,643	169,179	171,150

(山形県ホームページ上のデータを監査人で加工)

平成 24 年度の徴税経費が増加したのは、還付金が発生したためである。その理由としては、最終処分場への搬入に対して産業廃棄物税は課税されるが、搬入した廃棄物をリサイクルのために最終処分場から搬出した場合、課税対象から除外されるため、一旦徴収した税の還付が発生したためである。。

基金残高については、平成 21 年度を除き、収入額が用途額を上回っているため、残高が増加傾向にある。特に近年は東日本大震災の影響により、他県から搬入され山形県内で処理される産業廃棄物が増加しているため、増加が著しい。

(実施した手続き)

監査手続きとして、最終的な基金のあり方についてのヒアリング、課税標準額の妥当性の検討、支出の効果をどのように検証しているかについてのヒアリング、県民への制度周知の方法についてのヒアリング、産業廃棄物最終処分業者への処分業許可（更新）手続の妥当性の検討、適切な課税事務調査が行われているかどうかについて検討を実施した。

(1) 基金のあり方についての検討

現状、収入が支出を上回る状況であり、基金残高が増加しているため、最終的な基金のあり方について担当者にヒアリングを実施した。循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てていく方針とのことであった。

産業廃棄物税の税収は、景気等に左右されやすく、中・長期的な税収額を見込むのは難しいが、県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。【意見】

(2) 課税標準額の妥当性についての検討

1 トンあたり 1,000 円という課税額が適切かどうかについて検討をした。

1 トンあたり 1,000 円の設定理由について担当者にヒアリングをしたところ、産業廃棄物税の発生抑制、減量化、再資源化のインセンティブとしての効果を考慮するととも

に、納税義務者（排出事業者）への過度な負担とならない金額としているとのことであつた。

さらに、産業廃棄物税に係る他県との施策の均衡を図るため、既に導入済みまたは導入決定済みの東北隣県を含むすべての道府県と同じ 1,000 円に設定したとのことである。これは、仮にある県のみが低く設定した場合、その県に産業廃棄物の搬入が集中してしまうおそれがあるためである。

以上を検討した結果、課税標準額については、特段問題がないものと判断した。

(3) 支出の効果の測定についての検討

効果の測定としては「第2次山形県循環型社会形成推進計画」（平成24年3月策定）に定める以下の目標項目で効果を測定している、とのことである。

産業廃棄物排出量（平成21年度：3,557千t→平成32年度：3,622千t）

産業廃棄物リサイクル率（平成21年度：58.4%→平成32年度：60%）

産業廃棄物最終処分量（平成21年度：113千t→平成32年度：90千t）

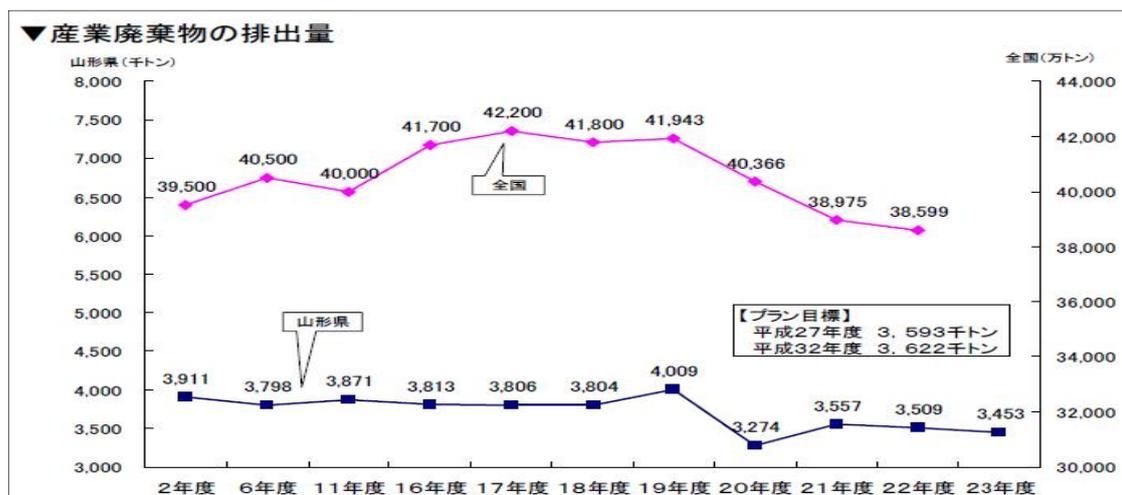
なお、同計画に定める以下の目標項目についても、効果の測定に際して参考としている。

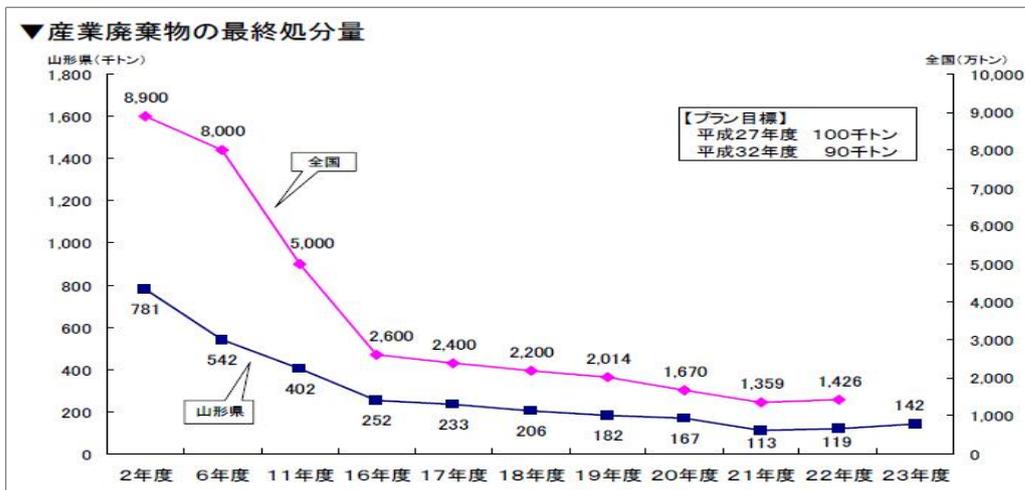
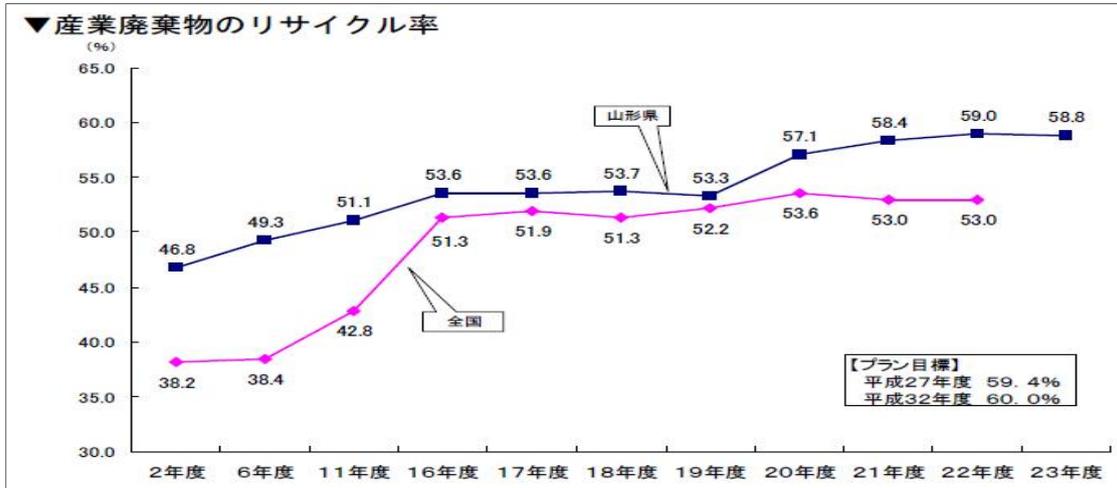
一般廃棄物排出量（平成21年度：416千t→平成32年度：355千t）

一般廃棄物リサイクル率（平成21年度：19.9%→平成32年度：25%）

一般廃棄物最終処分量（平成21年度：48千t→平成32年度：39千t）

産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量、は以下のような推移となっている。





(平成 24 年度版山形県循環型社会白書より)

上記推移から、排出量及び最終処分量は減少傾向にあり、リサイクル率は上昇傾向にあることが読み取れ、県の掲げる「ごみゼロやまがた」に順調に向かっているものと判断できる。

(4) 県民への周知方法について

監査人は県民への周知方法についてどのような取組を行っているかについてヒアリングを実施した。

その結果、県の取組みとしては、県産業廃棄物税の制定時の平成 18 年度において、県ホームページへの掲載、新聞への掲載、県民のあゆみへの掲載、ポスター作製・掲示、パンフレットの作成・配布、ラジオによる放送を行い制度の周知を図っており、現在は県ホームページに掲載し、制度の内容等について周知・情報提供をしているとのことで

ある。今後とも引き続き、県ホームページによる周知・情報提供を行う予定であるとの、回答を得た。

(5) 最終処分業者への処分業許可の事務の適切性及び課税事務調査の適切性についての検討

監査人は、産業廃棄物税の徴収の前提として、特別徴収義務者である最終処分業者に許可を与えるプロセスが適切に設計・運用されているかどうかについて検討した。またその後の課税事務調査が適切になされているかどうかについて、検出事項一覧、申告書、調査報告書を閲覧することにより、検討した。

この検討に際して抽出した案件は、下表のとおりである。

なお、特別徴収義務者の各支庁別の数は、村山 4 社、最上 1 社、置賜 4 社、庄内 1 社である。そこで、最終処分業者数の多い、村山と置賜での案件を抽出している。

総合支庁	業者	実施時期	対象期間（申告期間）	許可事務	課税事務	備考
村山	A	24年11月	23年4月～24年10月	○	○	
	B	検査なし	—	—	—	
	C	検査なし	—	—	—	
	D	検査なし	—	—	—	
置賜	E	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	F	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	G	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	
	H	24年10月	24年7月～25年6月	○	○	許可証の紛失あり

許可事務と課税事務のサンプルは共通であるが、上記B、C、Dの業者について、平成24年度中に課税事務調査が行われていないため、課税事務の検討の対象外とした。

(監査の結果)

山形県産業廃棄物税事務処理要領の「第13節 調査」に調査方法が記載されている。監査人は要領に従って、適正に課税事務調査がなされているかどうか検討した。また、産業廃棄物税の基礎となる、最終処分業者の財務状況の審査が適切になされているか、処分業許可事務が適切になされているかどうかについても検討した。

<p>「山形県産業廃棄物税事務処理要領」より抜粋</p> <p>第13節 調査</p> <p>申告額の妥当性を検証するため、定期的に（原則として1年度に1回）実地調査を行うものとする。その際の具体的な調査内容等については、おおむね次のようなものとなる。（調査の根拠は、法733の4）</p>

- | |
|---|
| <p>1 事前調査
調査対象月の搬入量、徴収猶予の有無、申告書の提出状況、納入(付)状況等についての事前把握</p> <p>2 現地調査
登録(届出)事項の変更の有無、搬入量の把握方法、帳簿の記載状況、マニフェスト・伝票・請求書・領収書等の保存状況、売掛帳の記載状況、最終処分場への産業廃棄物の搬入状況の調査</p> <p>3 申告納付すべき者に対する調査
申告納付すべき者の場合には、マニフェストがないため帳簿のみの調査となるが帳簿に記載するための伝票等の有無を確認するとともに、処分量の把握方法等について聴き取りを行う。</p> <p>4 その他
調査に当たっては、必要に応じて、各総合支庁の環境サイドと連携を図った上で、施すものとする。</p> |
|---|

- ① 検出事項について閲覧した。単純な計算ミスであり、監査上特段問題とはしない。
- ② 申告書についてサンプルで再計算を実施した。問題なし。
- ③ 山形県産業廃棄物税事務処理要領の第13節では、「申告額の妥当性を検証するため定期的に(原則として1年度に1回)実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁間で異なっていた。すなわち、村山総合支庁では、1年度に1回1業者に対してのみ課税事務調査を実施しているのに対して、置賜総合支庁では、1年度にすべての業者に対して1回ずつ課税事務調査を実施していた。現在の文言では、どちらの解釈も可能である。1年度に1回1業者のみの検査では、業者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、山形県産業廃棄物税事務処理要領の早期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。【指摘事項】
- ④ 各総合支庁で作成する課税事務調査の報告書については、様式が定められていないことから、各総合支庁において独自のチェックリストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されている。また、調査時にコピーをとって入手している資料についても総合支庁間で異なっていた。
- 確かに、課税事務調査の質が保たれているのならば、どのような様式で検査を行うのかについては、総合支庁間での統一は不要である。しかしながら、本来不要である

資料までコピーをしているとすれば、効率的な課税事務調査がなされていない可能性がある。また、チェックリストを使用した方が検査時間を短縮できるのであれば、大いに採用すべきである。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率的な課税事務調査に努めていただきたい。【意見】

- ⑤ 許可の更新の際に本来返還すべきである許可証を紛失していたため、「発見出来次第返却する旨」を誓約後、新規の許可証を発行していた事例があった（H社）。監査人は上記の事例が許可業務の取扱要領に照らして妥当かどうか、県に質問したところ、「問題はない」とのことであった。「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」第12条によれば、許可証を紛失した場合には、産業廃棄物処理業者が、業務遂行上、許可証が必要な場合には再交付申請することになっているが、本事案では、更新時期と重なっており、許可証を返還させるための再交付は必要ないと総合支庁が判断し、また申請者の負担軽減のため、再交付申請は行わせなかった。

監査人としては、要領上はあくまでも更新の際には原本を返還しなければならないのであるから、上記のような簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理がなされるよう運用を徹底する必要がある。【指摘事項】

(参考条文)

「産業廃棄物処理業許可実務等取扱要領」より抜粋

(許可証の返還)

第7 許可証等の書き換えが伴う更新許可、変更許可、変更届並びに廃止届等の場合は、申請（届出）時に従前の許可証等を返還させる。

「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」より抜粋

(許可証の再交付の申請)

第12条 産業廃棄物処理業者等は、許可証を紛失し、汚損し、又はき損したために許可証の再交付を受けようとするときは、別記用紙第10号による申請書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申請が許可証の汚損又はき損によるものであるときは、当該許可証を添えなければならない。